

# 過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

佐久市

## 第1章 基本的な事項

1 望月地域の概況	1
2 人口及び産業の推移と動向	4
3 市町村行財政の状況	9
4 地域の自立促進の基本方針	11
5 計画期間	17

## 第2章 産業の振興

1 農業の振興	18
2 林業の振興	20
3 製造業の振興と企業誘致	22
4 商業の振興	23
5 観光・レクリエーション	23
6 建設産業	25
7 地場産業の振興と新産業の育成	25

## 第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

1 交通体系の整備	27
2 交通確保対策	28
3 情報化の推進	29
4 地域間交流の促進	30

## 第4章 生活環境の整備

1 環境保全	31
2 上水道	31
3 下水処理施設	32
4 廃棄物処理	33
5 消防施設	34
6 公営住宅	35
7 安全なまちづくりの推進	35

第5章 保健・福祉の向上	
1 高齢者福祉	37
2 障がい者福祉	38
3 児童福祉・子育て支援	39
4 健康対策	40
第6章 医療の確保	
1 診療施設等	43
2 無医地区対策	44
第7章 教育の振興	
1 学校教育施設等	45
2 社会教育施設等	46
3 男女共同参画社会づくりと人権教育の推進	47
第8章 地域文化の振興等	
1 地域文化の振興施設等	50
2 伝統文化の継承と地域活動の発展	51
第9章 住民参画、住民との協働の推進	52
事業計画	53

# 第1章 基本的な事項

## 1 望月地域の概況

### （自然的背景）

佐久市は、本州のほぼ中央、長野県の東部にあり、県下4つの平の一つである佐久平の中心に位置する、日本で海から一番遠い都市です。市域は、東西32.1km、南北23.1kmで、面積は423.51km<sup>2</sup>となっています。

望月地域は、佐久市の西部に位置し、地域の南端にそびえる標高2,530mの蓼科山、その北側山麓に広がる丘陵地帯にあたります。

望月地域の面積は、128.64km<sup>2</sup>で、東西9.6km、南北22kmの紡錘形をなし、南北にのびる4筋の細い谷あいには豊かな水田と市街地及び集落が広がっています。標高差は、1,750mあり、地域の約7割が森林地帯です。気候は、気温の較差が大きく、降水量が少ないなど、典型的な内陸性気候です。

### （歴史的背景）

望月地域は、古くは縄文時代や古墳時代、また平安時代の遺跡が多く点在しています。平安時代には、朝廷に献上する馬を飼育する御牧の「望月牧」が置かれたことから、望月の名は広く知られるようになりました。また、古東山道及び中山道の通過地にあたり、主要な交通路となっていたことから、江戸時代には宿場町（旧望月宿、旧茂田井間の宿）として人々の往来が盛んに行われてきました。昭和34年に本牧町、布施村、春日村、協和村の合併により望月町となり、翌年大字茂田井における立科町との一部境界変更を経て、平成17年4月1日に佐久市、臼田町、浅科村との新設合併により佐久市となりました。

### （社会的背景）

望月地域の人口は、漸減傾向にあり、昭和60年の11,580人から平成22年には9,527人（国勢調査）となり、25年間で約18%の減少となっています。以前より人口の減少率は大きくなっており、若年労働力の流出や少子化の進行などの影響で、依然として過疎化が続いています。

地域の中心地には、佐久市役所望月支所をはじめ、官公庁等の施設として、佐久警察署川西警部交番、長野県望月高等学校、川西消防署、望月郵便局、川西赤十字病院、養護老人ホーム佐久良荘、望月地域老人福祉拠点施設などがあります。

経済関係施設としては、八十二銀行望月支店、長野県信用組合望月支店、JA佐久浅間望月支所、商工会館などがあります。

公共施設としては、駒の里ふれあいセンター、総合支援センター、スポーツ公園内には総合体育館、総合グラウンド、テニスコート、屋内ゲートボール場、女性研修センター及び老人福祉センターがあります。また、博物館法における登録博物館では日本最初の書道美術館であり、現代書道の父比田井天来の作品を中心に展示している天来記念館や、望月歴史民俗資料館及び望月図書館があります。

#### (経済的背景)

基幹産業である農業（2010年農業センサス）については、農家戸数1,482戸、販売農家の世帯員数2,980人となっており、戸数・世帯員数とも減少傾向の中、農業就業者の高齢化とともに、経営形態の兼業化が進んでいます。

林業については、林野面積8,957haで、総土地面積の69.6%にあたります。山林労働者の減少と高齢化、木材価格の低迷の長期化、生産コストの高騰等により、林業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

商業については、卸売・小売業の事業所は98で従業員が553人となっており、一事業所あたりの従業員数は、5.6人です。（平成24年経済センサス）市街地の大型店舗等への購買力の流出が見られます。

工業については、従業者数4人以上の事業所は、事業所数が16で従業員数が594人、うち従業者数30人以上の事業所は、事業所数が5で従業員数が428人となっています。（平成24年経済センサス）小規模零細企業が多く、そのほとんどが下請業務を担っています。

観光については、平成26年の観光地利用者数は、春日温泉に150,700人、望月高原に102,700人、中山道望月宿に62,900人となっており、春日温泉以外は減少傾向にあります。

#### (過疎の状況)

昭和30年代後半からの、いわゆる高度経済成長時代に発生した都市への著しい人口の流出現象は、望月地域においても社会的・経済的に大きな影響を及ぼしてきました。若年労働力流出型と近郊都市への通勤型による労働力の流出により、地域産業の衰退、就業人口の高齢化が顕著になっています。

人口流出は、かつてほどではありませんが、依然として続いている状況です。また、望月地域の65歳以上の高齢者の比率は、平成27年4月1日において35.2%に達し、市内はもとより県内でも高い比率となっており、今後も上昇が続くと見込まれます。

#### (これまでの過疎対策)

旧望月町（平成17年度以降は佐久市）は、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和55年に制定された過疎地域振興特別措置法、平成2年に制定された過疎地域活性化特別措置法及び平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づき計画を策定し、過疎債を活用しながら住民ニーズに対応した施策を積極的に展開してきました。

産業振興においては、基幹産業である農業及び林業の基盤整備に重点を置き、兼業化・高齢化対策を図り、余剰労働力の他産業への転換に配慮してきました。特に、若年労働者の確保のため企業誘致を図ってきました。また、遊休農地の活性化と農業体験を通じた都市住民との交流を目的に、滞在型市民農園「佐久クライנגルテン望月」を整備しました。

観光面においては、上信越自動車道や中部横断自動車道、北陸新幹線等の高速交通網の整備により、都市との交通の便が大変良くなったことから、地域の恵まれた温泉資源を利用して、春日温泉には交流型観光ニーズをとらえた「交流促進センターゆざわ荘」、布施地区には日帰り温泉施設「布施温泉」を開設し、就業の場を提供するとともに誘客にも大きな役割を果たしています。これらの施設は、地域住民が生活の一部として利活用できる施設でもあり、都市住民と交流できる拠点施設として整備されました。

交通通信体系の整備においては、住民の日常生活の不便さを解消するための都市機能の整備として、地域内基幹道路の整備を重点的に行ってきました。

生活環境の充実のため、水道施設、消防施設等の整備推進を図りました。特に下水処理施設の整備は、平成2年度より国の3省所管事業を導入し、計画的に推進してきました。

医療・福祉・保健分野においては、地域医療の確保のため、無医地区出張診療所等での委託診療や川西赤十字病院の施設改修等を支援するとともに、保健予防医療を推進しました。また、高齢社会に対応した福祉の取組として、平成12年度から始まった介護保険制度に対応し、地域の保健・福祉の拠点施設として「総合支援センター」を整備するとともに、特別養護老人ホーム「結いの家」をはじめ、その周辺を老人福祉の拠点として一体的に整備しました。また、老朽化等により地域内4地区の保育園を統合する、望月地区新保育所整備事業を進めています。さらに、市民の健康増進のため、また県内外の人々の癒しの場として「森林セラピー基地・春日の森」を設置しました。

教育文化施設の整備としては、最大400名収容可能な多目的ホールを持つ「駒の里ふれあいセンター」を文化活動の拠点として整備しました。また、望月地域内の4つの小学校を統合した望月小学校の整備のほか、中学校の老朽化に伴う建て替え工事、パソコンの導入による授業、国際感覚を養うため外国青年招致事業によるAET導入を図りました。さらに、老朽化した望月図書館を望月支所庁舎2階に移転し、望月図書館機能の強化と来館者数や貸出し冊数を増加するため、読書に心地よい椅子コンテスト事業を実施しました。

また、住民との協働による地域活性化を推進するため、地域住民が自主的かつ主体的に取り組む公益的な事業に対して、駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業を実施しています。

地域住民のコミュニティ拠点施設として、本牧、布施、春日、協和の4地区にコミュニティセンターを整備しました。

各種計画策定等においては、住民を交えた懇談会・説明会等をはじめとする意見交換会を開催し、まちづくりを推進してきました。

### （現在の課題と今後の見通し）

市全体の人口は、平成 22 年度まで緩やかに増加しておりましたが、自然減が社会増を上回り、人口減少が始まっています。望月地域においては、平成 12 年頃より若者の流出や出生数の低下による人口減少と高齢化が進展しており、市内の中でも人口減少率は特段に高い状態で、今後もこの傾向が続くと見込まれることから、将来的な集落維持が懸念される状況にあります。

また、全国的な医師不足問題など地域医療を取り巻く環境は厳しさを増しており、地域医療の将来的な確保が危ぶまれています。住民の日常的な移動のための交通手段の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活生産基盤の弱体化も目立っています。

一方、上信越自動車道や中部横断自動車道、北陸新幹線などの高速交通網が整備されたことにより、首都圏や北陸方面からの望月地域へのアクセスは飛躍的に向上しました。

また、田舎暮らし・スローライフ志向の高まりなどを背景として、都市から地方への移住や都市と地方との二地域居住を希望する都市住民が増加傾向にあり、望月地域においても、滞在型市民農園「佐久クライנגアルテン望月」には、現在、160 組以上の待機者がいるほか、佐久市内の空き家情報を提供するサイト「空き家バンク」では、望月地域のほとんどの物件が掲載されると間もなく入居済となっており、田舎暮らし希望者の人気の地となっているため、さらなる物件の提供が望まれます。

高原野菜を生産している長者原地区などでは、佐久市望月土づくりセンターで製造される地元の家畜糞尿を活用した肥料の使用などにより有機農産物の産地化が進み、平成 26 年度からは、シンガポール・香港の富裕層をターゲットにした白菜の輸出が始まっており、新規就農による移住者も増加しております。

こうした状況を踏まえ、望月地域では、豊かな自然や固有の歴史・文化などの地域の資源や特徴を最大限に生かした魅力的なまちづくりにより、都市と過疎地域との交流人口及び定住人口を創出し、特に U I J ターンによる新規就農者希望者への情報発信及び定着支援を行い、地域の自立と特徴ある発展を促進する必要があります。また、地域住民の暮らしに着目し、いつまでも健康で安心して住み続けることができるまちづくりのため、今後も積極的に諸施策の展開を図る必要があります。

## 2 人口及び産業の推移と動向

### （人口の推移）

望月地域の人口は漸減傾向で、昭和 60 年の 11,580 人から平成 22 年には 9,527 人（国勢調査）となり、25 年間で約 18%の減少となっています。一方、世帯数は、昭和 60 年の 3,180 世帯から平成 22 年には 3,260 世帯となり、25 年間で 2.5%の増加となっています。人口の

減少と世帯の増加により、一世帯あたりの人員数は、昭和 60 年の 3.64 人から平成 22 年には 2.92 人と核家族化が進んでいます。

#### （人口動態）

望月地域の人口動態は、自然動態（出生・死亡）では昭和 40 年代に増加傾向にありましたが、昭和 60 年以降は減少傾向が続いております。また、社会動態（転入・転出）も減少しています。今後は地域の人口は減少するものの、緩やかな減少になると見込まれます。

#### （年齢、階層別人口の動向）

年齢別人口では、年少人口（0 歳～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）は近年急激な減少が見られます。また、老年人口（65 歳以上）は増加傾向が続き、平成 22 年には高齢者比率は、32.8%で、3 人に 1 人は高齢者となり、今後もこの割合は上昇を続けるものと見込まれています。

#### （産業別就業人口の状況）

就業人口（国勢調査）は、平成 22 年で 4,751 人となっており、減少傾向にあります。第 1 次産業は一貫して減少しており、平成 22 年には 977 人で構成比は 20.6%となっており、構成比は昭和 60 年に比べ 11.9 ポイントの減となっています。第 2 次産業は、平成 2 年の 2,391 人をピークに減少に転じ、平成 22 年では 1,371 人と半減しています。また、構成比でも 28.9%となり平成 2 年から 9.0 ポイントの減となっています。一方、第 3 次産業は、平成 22 年は 2,403 人で構成比 50.6%となり、構成比は昭和 60 年からの 20 年間で 17.6 ポイントの増となっています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
		-	実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	望月地域	-	14,969	13,354	△ 10.8	12,382	△ 7.3	12,013	△ 3.0	11,725	△ 2.4
	市全域	-	94,732	90,298	△ 4.7	89,029	△ 1.4	89,981	1.1	91,285	1.4
0歳～14歳	望月地域	-	4,721	3,641	△ 22.9	2,925	△ 19.7	2,590	△ 11.5	2,368	△ 8.6
	市全域	-	29,475	23,348	△ 17.4	21,114	△ 13.3	20,525	△ 2.8	20,256	△ 1.3
15歳～64歳	望月地域	-	9,147	8,463	△ 7.5	7,999	△ 5.5	7,664	△ 4.2	7,369	△ 3.8
	市全域	-	58,294	58,148	△ 0.3	58,605	0.8	58,479	△ 0.2	58,299	△ 0.3
うち15歳～29歳(a)	望月地域	-	3,038	2,471	△ 18.7	2,265	△ 8.3	2,086	△ 7.9	1,798	△ 13.8
	市全域	-	20,467	19,413	△ 5.1	19,305	△ 0.6	17,809	△ 7.7	15,980	△ 10.3
65歳以上(b)	望月地域	-	1,101	1,250	13.5	1,458	16.6	1,759	20.6	1,988	13.0
	市全域	-	6,963	7,802	12.0	9,310	19.3	10,974	17.9	12,730	16.0
(a)／総数 若年者比率	望月地域	-	20.9%	18.5%	-	18.3%	-	17.4%	-	15.3%	-
	市全域	-	21.6%	21.5%	-	21.7%	-	19.8%	-	17.5%	-
(b)／総数 高齢者比率	望月地域	-	7.4%	9.4%	-	11.8%	-	14.6%	-	17.0%	-
	市全域	-	7.4%	8.6%	-	10.5%	-	12.2%	-	13.9%	-

区分		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
		実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	望月地域	11,580	△ 1.2	11,108	△ 4.1	10,956	△ 1.4	10,675	△ 2.6	10,205	△ 4.4
	市全域	93,895	2.9	95,625	1.8	97,813	2.3	100,016	2.3	100,462	0.4
0歳～14歳	望月地域	2,186	△ 7.7	1,874	△ 14.3	1,717	△ 8.4	1,561	△ 9.1	1,331	△ 13.1
	市全域	19,610	△ 3.2	17,947	△ 8.5	16,597	△ 7.5	16,000	△ 3.6	15,164	△ 5.2
15歳～64歳	望月地域	7,223	△ 2.0	6,726	△ 6.9	6,380	△ 5.1	6,090	△ 4.5	5,715	△ 6.2
	市全域	59,772	2.5	60,485	1.2	61,041	0.9	61,443	0.7	60,881	△ 0.9
うち15歳～29歳(a)	望月地域	1,679	△ 6.6	1,609	△ 4.2	1,601	△ 0.5	1,531	△ 4.4	1,316	△ 14.0
	市全域	15,711	△ 1.7	16,274	3.6	17,217	5.8	16,963	△ 1.5	15,210	△ 10.3
65歳以上(b)	望月地域	2,171	9.2	2,508	15.5	2,859	14.0	3,024	5.8	3,159	4.5
	市全域	14,513	14.0	17,188	18.4	20,175	17.4	22,573	11.9	24,416	8.2
(a)／総数 若年者比率	望月地域	14.5%	-	14.9%	-	14.6%	-	14.3%	-	12.9%	-
	市全域	16.7%	-	17.0%	-	17.6%	-	17.0%	-	15.1%	-
(b)／総数 高齢者比率	望月地域	18.7%	-	22.6%	-	26.1%	-	28.3%	-	31.0%	-
	市全域	15.5%	-	18.0%	-	20.6%	-	22.6%	-	24.3%	-

区分		平成22年	
		実数(人)	増減率(%)
総数	望月地域	9,527	△ 6.6
	市全域	100,552	0.1
0歳～14歳	望月地域	1,152	△ 13.4
	市全域	14,396	△ 5.1
15歳～64歳	望月地域	5,243	△ 8.3
	市全域	60,019	△ 1.4
うち15歳～29歳(a)	望月地域	1,098	△ 16.6
	市全域	13,922	△ 8.5
65歳以上(b)	望月地域	3,129	△ 0.9
	市全域	25,985	6.4
(a)／総数 若年者比率	望月地域	11.5%	-
	市全域	13.8%	-
(b)／総数 高齢者比率	望月地域	32.8%	-
	市全域	25.8%	-

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳+外国人登録人口)

区分		平成12年4月1日		平成17年4月1日			平成22年4月1日		
		実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)
総数	望月地域	10,895	-	10,611	-	△ 2.61	9,989	-	△ 5.86
	市全域	100,161	-	101,393	-	1.23	100,951	-	△ 0.44
男	望月地域	5,395	49.52	5,178	48.80	△ 4.02	4,887	48.62	△ 5.62
	市全域	49,280	49.20	49,746	49.06	0.95	49,469	49.01	△ 0.56
女	望月地域	5,500	50.48	5,433	51.20	△ 1.22	5,102	51.38	△ 6.09
	市全域	50,881	50.80	51,647	50.94	1.51	51,482	50.99	△ 0.32

区分		平成26年3月31日			平成27年3月31日			
		実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	
総数 (外国人住民除く)	望月地域	9,388	-	△ 6.02	9,279	-	△ 1.16	
	市全域	98,964	-	△ 1.97	98,638	-	△ 0.33	
男 (外国人住民除く)	望月地域	4,613	49.14	△ 5.61	4,570	49.25	△ 0.93	
	市全域	48,559	49.07	△ 1.84	48,479	49.15	△ 0.16	
女 (外国人住民除く)	望月地域	4,775	50.86	△ 6.41	4,709	50.75	△ 1.38	
	市全域	50,405	50.93	△ 2.09	50,159	50.85	△ 0.49	
参考	男(外国人住民)	望月地域	32	-	-	31	-	△ 3.13
		市全域	376	-	-	377	-	0.27
	女(外国人住民)	望月地域	63	-	-	63	-	0.00
		市全域	656	-	-	635	-	△ 3.20

表1-1(3) 人口の見通し

公共施設等総合管理計画(平成28年度までに策定予定)

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
		-	実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	望月地域	-	8,094	7,236	△ 10.6	7,251	0.2	6,701	△ 7.6	6,556	△ 2.2
	市全域	-	47,131	46,859	△ 0.6	49,577	5.8	47,416	△ 4.4	47,762	0.7
第一次産業 就業人口比率	望月地域	-	5,755 (71.1%)	4,914 (67.9%)	△ 14.6	4,303 (59.3%)	△ 12.4	3,224 (48.1%)	△ 25.1	2,607 (39.8%)	△ 19.1
	市全域	-	26,874 (57.0%)	23,698 (50.6%)	△ 11.8	20,668 (41.7%)	△ 12.8	14,648 (30.9%)	△ 29.1	11,031 (23.1%)	△ 24.7
第二次産業 就業人口比率	望月地域	-	956 (11.8%)	876 (12.1%)	△ 8.4	1,395 (19.2%)	59.2	1,754 (26.2%)	25.7	2,038 (31.1%)	16.2
	市全域	-	8,002 (17.0%)	10,040 (21.4%)	25.5	14,201 (28.6%)	41.4	16,260 (34.3%)	14.5	18,411 (38.5%)	13.2
第三次産業 就業人口比率	望月地域	-	1,383 (17.1%)	1,444 (20.0%)	4.4	1,552 (21.4%)	7.5	1,717 (25.6%)	10.6	1,911 (29.1%)	11.3
	市全域	-	12,252 (26.0%)	13,110 (28.0%)	7.0	14,697 (29.6%)	12.1	16,434 (34.7%)	11.8	18,309 (38.3%)	11.4

区 分		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
		実数(人)	増減率(%)								
総 数	望月地域	6,403	△ 2.3	6,304	△ 1.5	6,018	△ 4.5	5,778	△ 4.0	5,407	△ 6.4
	市全域	49,275	3.2	50,555	2.6	52,132	3.1	52,293	0.3	50,296	△ 3.8
第一次産業 就業人口比率	望月地域	2,078 (32.5%)	△ 20.3	1,699 (27.0%)	△ 18.2	1,330 (22.1%)	△ 21.7	1,269 (22.0%)	△ 4.6	1,175 (21.7%)	△ 7.4
	市全域	9,197 (18.7%)	△ 16.6	7,503 (14.8%)	△ 18.4	6,975 (13.4%)	△ 7.0	6,132 (11.7%)	△ 12.1	6,060 (12.0%)	△ 1.2
第二次産業 就業人口比率	望月地域	2,211 (34.5%)	8.5	2,391 (37.9%)	8.1	2,236 (37.2%)	△ 6.5	2,107 (36.5%)	△ 5.8	1,697 (31.4%)	△ 19.5
	市全域	20,290 (41.2%)	10.2	21,611 (42.7%)	6.5	21,086 (40.4%)	△ 2.4	20,336 (38.9%)	△ 3.6	16,443 (32.7%)	△ 19.1
第三次産業 就業人口比率	望月地域	2,114 (33.0%)	10.6	2,214 (35.1%)	4.7	2,450 (40.7%)	10.7	2,396 (41.5%)	△ 2.2	2,521 (46.6%)	5.2
	市全域	19,777 (40.1%)	8.0	21,437 (42.4%)	8.4	24,052 (46.1%)	12.2	25,803 (49.3%)	7.3	27,648 (55.0%)	7.2

区 分		平成22年	
		実数(人)	増減率(%)
総 数	望月地域	4,751	△ 12.1
	市全域	47,612	△ 5.3
第一次産業 就業人口比率	望月地域	977 (20.6%)	△ 16.9
	市全域	4,686 (9.8%)	△ 22.7
第二次産業 就業人口比率	望月地域	1,371 (28.9%)	△ 19.2
	市全域	14,790 (31.1%)	△ 10.1
第三次産業 就業人口比率	望月地域	2,403 (50.6%)	△ 4.7
	市全域	28,136 (59.1%)	1.8

### 3 市町村行財政の状況

景気の低迷や急速な高齢化の進展の影響などにより、地方財政を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような状況の中、本市では、経常経費の縮減、補助金の見直し、指定管理者制度の導入などにより、健全な財政運営が保たれていますが、今後も多様化・複雑化する行政需要への対応や行政水準の維持・向上を図るため、効率的な財政運営を推進していくことが求められています。

このため、市税収納率の向上や適正な受益者負担、企業誘致などによる自主財源の確保に努めるとともに、長期的な財政計画に基づき、将来にわたり健全財政を堅持する必要があります。

また、市民の日常生活圏は、高速交通網の整備や高度情報通信社会の進展に伴い、市域の枠を超えて拡大しており、行政需要も多様化・広域化していることから、近隣市町村と連携し、広域的視点に立った行政運営を進める必要があります。

また、限られた行財政資源のもと、多様化する市民ニーズに対応するため、市民との協働を推進する必要があります。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成12年度(旧望月町)	平成16年度(旧望月町)	平成17年度(佐久市)	平成22年度(佐久市)	平成25年度(佐久市)
歳入総額 A	6,079,268	5,849,160	42,259,271	47,444,160	48,123,555
一般財源	4,512,023	4,832,550	32,065,563	31,076,597	31,074,234
国庫支出金	205,736	139,754	3,036,419	4,906,416	6,084,249
都道府県支出金	321,623	127,213	1,508,448	1,971,311	1,942,406
地方債	563,700	347,800	1,993,600	5,767,300	6,876,300
うち過疎債	383,400	303,000	217,900	64,700	652,000
その他	476,186	401,843	3,655,241	3,722,536	2,146,366
歳出総額 B	5,903,952	5,764,830	41,416,594	45,956,055	46,717,183
義務的経費	2,600,492	2,726,733	16,632,937	18,262,144	18,645,239
投資的経費	1,155,220	759,836	6,450,512	6,502,775	9,468,859
うち普通建設事業	964,318	752,037	6,447,672	6,388,888	9,183,646
その他	2,148,240	2,278,261	18,333,145	21,191,136	18,603,085
過疎対策事業費	2,525,574	—	1,078,324	102,411	1,042,374
歳入歳出差引額 C(A-B)	175,316	84,330	842,677	1,488,105	1,406,372
翌年度へ繰越すべき財源 D	60,195	0	139,338	375,186	387,454
実質収支 C-D	115,121	84,330	703,339	1,112,919	1,018,918
財政力指数	0.28	0.29	0.49	0.55	0.51
公債費負担比率	27.3	26.5	17.6	13.4	15.0
実質公債費比率	—	—	12	5.7	1.5
起債制限比率	10.7	9.0	7	4.9	—
経常収支比率	81.0	87.7	80	78.8	79.9
将来負担比率	—	—	—	—	—
地方債現在高	8,954,021	7,540,699	39,906,384	41,332,594	45,823,239

表1-2(2) 主要公共施設等の設備状況

区 分	昭和45年度末		昭和55年度末		平成2年度末		平成12年度末		平成22年度末		平成25年度末	
	市全域	望月地域	市全域	望月地域	市全域	望月地域	市全域	望月地域	市全域	望月地域	市全域	望月地域
市町村道												
改良率(%)	6.8	0.4	15.7	19.0	33.5	46.9	40.3	53.1	46.0	55.5	53.2	63.9
舗装率(%)	7.2	3.7	22.9	39.6	54.6	76.6	65.4	83.6	71.2	84.3	77.9	86.0
耕地1ha当たり農道延長(m)	95.2	85.4	95.2	96.4	55.1	83.2	17.8	60.6	6.5	17.6	3.7	6.3
林野1ha当たり林道延長(m)	26.7	32.2	19.1	16.4	16.4	16.3	16.2	13.0	12.7	9.5	12.7	9.6
水道普及率(%)	-	90.5	96.9	99.9	97.7	97.5	99.7	99.0	99.8	99.2	99.8	99.3
水洗化率(%)	-	0.0	-	0.0	-	0.0	59.4	28.8	86.9	66.6	90.6	71.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	-	7.8	15.2	9.0	17.0	10.4	16.2	8.9	14.5	8.5	14.5	8.9

## 4 地域の自立促進の基本方針

望月地域における現況及び過疎対策の成果と課題、「第一次佐久市総合計画」及び5つの重点施策（「世界最高健康都市の構築」、「安心安全な子育て支援」、「地域経済の活性化」、「交流人口の創出」、「徹底した情報公開による市民参加型市政の実現」）及び「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を踏まえ、望月地域の自立促進の基本方針を次のとおり定めます。

### （1）地域の将来像

「活力、魅力、賑わいがあふれ、生き生きと輝くまち もちづき」

- ・誰もが温かみと豊かさを実感でき、街中が交流で賑わうまち
- ・地域の資源や特徴が生かされ、人々が活力に満ちあふれるまち
- ・住民の暮らしが研ぎ澄まされ、誰もが生き生きと暮らせるまち

### （2）将来像実現のための基本方針

**ア 地域の強みや特徴を磨き上げ、地域資源を生かすことにより、地域を活性化します**  
自然豊かな田園風景や旧中山道望月宿などの歴史、文化と伝統ある街並み、春日温泉をはじめとする豊かな温泉、野菜栽培の一大産地である長者原地区など、地域の強みや特徴をより一層の選択と集中で磨き上げ、これらの地域の資源を活用した施策等の展開により、地域住民が誇りと愛着を持った魅力的なまちづくりを推進します。

**イ 地域のネットワーク化により、交流人口を創出します**

旧中山道望月宿及び春日温泉等の周辺整備や地域幹線道路、交通機関のネットワークを整備するとともに、首都圏住民との農業体験施策、地域特産品の生産・販売、及び新規就農者や田舎暮らし希望者を支援することにより、首都圏をはじめ周辺地域からの交流人口の創出を図ります。

**ウ 住民との協働によるまちづくりや住民の暮らしを研ぎ澄ますことにより、住みやすい地域を構築します**

NPOが取り組んでいる地域おこしと春日温泉地域や旧望月宿でのおもてなしの場の創出など、住民が主体となって取り組む活動に対し、行政との協働によるまちづくりを支援するとともに、生活基盤の強化や人的資源等を育成することにより、子どもから高齢者まで全ての住民が健康で安心して暮らせる地域づくりを展開します。

### (3) 施策の柱

#### ア たくましく心豊かな人材の育成と地域文化の保存・継承と発祥

- 教育環境、生涯学習環境の整備充実を図り、豊かな心を持ち、自ら行動できる人材を育成します。
- 歴史や伝統文化の保存と継承に努めるとともに、これらを活用した地域づくりを推進します。

#### イ ネットワークで築く地域の個性・特色を生かした地域づくり

- 地域幹線道路、交通機関のネットワークを築き、地域間交流を進めます。
- 地域外からの人々の受入れ組織体制等の環境を整備し、交流人口の創出を図ります。
- 風土や街並みを生かした地域づくりを推進します。

#### ウ 産業基盤の強化と新たな産業の創出

- 恵まれた自然環境等の優位性を生かした農業振興を図るとともに、UIJ ターンによる新規就農希望者の就農を支援します。
- 新たな産業の創出に努めます。
- 地域の魅力を生かした観光地づくりや商店街の活性化を図ります。

#### エ 健康長寿のまちの形成

- 住民、ボランティア、NPO、事業者と行政の協働により、きめ細かな子育て支援、障がい者・高齢者の支援施策を展開します。
- 医療機関との連携による地域住民の健康維持と増進を図ります。

#### オ 自然とともに生きる快適環境の創出

- 豊かな水と緑を守り未来に継承するため、環境保全と資源循環型社会の形成を図ります。

#### カ 市民生活の安全確保と市民満足度の向上

- 子どもから高齢者まで安心して生活できる地域社会の構築を目指します。
- 住民、ボランティア、NPO、事業者と行政が協働して、魅力あるまちづくりを推進します。

施策体系図

地域の将来像	
<p>「活力、魅力、賑わいがあふれ、生き生きと輝くまち もちづき」            誰もが温かみと豊かさを実感でき、街中が交流で賑わうまち            地域の資源や特徴が生かされ、人々が活力に満ちあふれるまち            住民の暮らしが研ぎ澄まされ、誰もが生き生きと暮らせるまち</p>	
施策の柱	展開する施策
たくましく心豊かな人材の育成と 地域文化の保存・継承と発祥	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域間交流の促進（第3章）</li> <li>○教育の振興（第7章）</li> <li>○地域文化の振興等（第8章）</li> </ul>
ネットワークで築く地域の個性・ 特色を生かした地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通通信体系の整備、情報化（第3章）</li> <li>○生活環境の整備（第4章）の「公営住宅」</li> </ul>
産業基盤の強化と新たな産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業の振興（第2章）</li> </ul>
健康長寿のまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健・福祉の向上（第5章）</li> <li>○医療の確保（第6章）</li> </ul>
自然とともに生きる快適環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境の整備（第4章）の「環境保全、上水道、下水処理施設、廃棄物処理」</li> </ul>
市民生活の安全確保と市民満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境の整備（第4章）の「消防施設、安全なまちづくり」</li> <li>○住民参画、住民との協働の推進（第9章）</li> </ul>

※第2章以降の分野別の計画については、国の定める過疎地域自立促進事業区分に沿って記載しているため、章立て及び記載順が施策の柱と相違しています。

#### (4) 重点的に推進する施策

##### ア「活力」あふれるまちづくり

地域産業、まちなかの活性化の取り組み及び特色ある地域密着イベントを展開し、地域の活力を再生します。

- 農業基盤整備及び高原野菜の産地化の促進
- 体験型農業、地産地消等による農業の振興
- 農業後継者や新規就農者の育成を支援
- 環境へ配慮した良質な農産物の生産向上を図る農業の振興
- 望月商店街の活性化等による商業の振興
- 望月地域の個性を生かした商業振興
- 産業振興ビジョン推進による工業の振興
- 特色あるイベントの定着と充実

##### イ「交流」のまちづくり

農林業、観光、スポーツなどを通じて人々の交流を創出します。

- 幹線道路整備、道路改良等による道路網整備
- バス等による地域公共交通の確保
- 春日温泉や旧中山道宿場跡等の地域資源を生かした魅力ある観光地づくり
- 農林業体験や販売等を通じた都市住民等との交流の創出
- 文化施設の拠点である駒の里ふれあいセンターの設備の充実強化推進
- 天来記念館、望月歴史民俗資料館等を活用した文化交流の推進
- スポーツ大会・教室・合宿の開催支援等によるスポーツを通じた交流創出
- 森林セラピー基地「春日の森」等を活用した観光振興

##### ウ「子育てにやさしい」まちづくり

次世代を担う子どもが健やかに育つ環境を構築します。

- 新保育所の整備による子育て支援の充実
- 児童館や多様な保育事業等による児童福祉施策の充実
- 家庭児童相談、保健指導等による子育て支援・母子保健施策の充実
- 望月中学校の整備等による教育環境の整備
- 学校・家庭・地域等が連携した教育施策の充実・支援

##### エ「健康」なまちづくり

地域の医療・福祉・保健を充実し、住民の健康を守ります。

- 川西赤十字病院との連携、無医地区出張診療所の開設等による地域医療の確保
- 健（検）診事業、保健指導、健康教育等による地域住民の健康の保持・増進
- 高齢者をはじめ誰もが、安心して生活ができる地域づくりやサービス供給体制の整備の推進
- 障がい者の地域生活と自立を総合的に支援する体制整備

### オ「協働」のまちづくり

住民と行政の協働によりまちづくりを進めます。

- 地域住民との協働によるまちづくりの推進
- NPO等との協働による地域活性化の推進

(5) 過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する自立促進特別事業として実施する事業（過疎債を活用したソフト事業）

### ア 農林業交流創出事業

#### <事業の必要性>

都市住民からの農林業体験や農村生活といったニーズは高く、地域住民とともに受け入れ体制を整備することが必要です。

#### <事業の内容>

新規就農希望者等への受け入れ農家等を中心とする地元住民団体（農業法人やNPO法人等）の設立支援・活動支援、受け入れ体制整備のための環境整備への助成等、農林業を通じた交流創出のための事業を実施します。

#### <見込まれる事業効果>

地域の産業である農林業への地域住民の理解が深まるとともに、都市住民との交流が創出され、農林業の振興・後継者の育成、地域経済の活性化が見込まれます。

### イ 春日温泉地域活性化事業

#### <事業の必要性>

春日温泉地域の事業者や地域住民とともに春日温泉への誘客促進を図るため、活性化に向けて農林業、商工業や観光レクリエーション施設などと連携した取り組みなどにより、開湯300年余の歴史をもつ春日温泉の存続継承を図ることが必要です。

#### <事業の内容>

事業者や地域住民が取り組む活性化策への活動支援、農林業と連携した特産品開発・販売など、交流人口の創出のための環境整備等の事業を実施します。

#### <見込まれる事業効果>

春日温泉地域への交流人口の増加が期待され、旅行などで訪れた人との交流の創出や地域経済の活性化が見込まれます。

### ウ 住民との協働による地域活性化事業

#### <事業の必要性>

NPO等による旧中山道望月宿周辺の活性化の取り組みや、市域を越えた住民により組織された茂田井運営協議会を中心とした、茂田井間の宿における歴史的遺産の保存、宿場内美化活動など、地域住民が主体となった地域活性化の取り組みを行政が支援すること、さらには、喫緊の課題でもある小学校や保育所跡地の活用方法の

検討についても、住民と行政との協働により推進していくことが、地域の活性化・自立のために効果的です。

<事業の内容>

住民や事業者が主体となって取り組む観光地やまちなかの活性化、地元食材を活用した食文化の進展等への支援、地域活性化のための環境整備への助成等、住民との協働による地域活性化事業を実施します。

また、小学校や保育所跡地を活用した事業の推進または促進をします。

<見込まれる事業効果>

観光地や旧望月宿及び旧茂田井間の宿の活性化による各種産業の振興、地産地消を含め、地元食材を活用した食文化の進展が図られ、地域の将来を担う人材の育成が見込まれるほか、住民主体意識の高揚、行政への住民参画、住民と行政との一体感の醸成等が期待され、自立的に維持存続する地域社会の形成につながります。

## エ 地域公共交通確保対策事業

<事業の必要性>

自家用車の普及などにより公共交通機関の利用者が著しく減少し、民間事業者によるバス路線の維持が困難な状況の中、自家用自動車を利用できない交通弱者の交通手段を確保することが重要な課題となっています。

<事業の内容>

バス路線の運行委託、スクールバス、デマンドタクシー等の運行、最適な交通手段を検討するための実証運行等の地域公共交通の確保のための事業を実施します。

<見込まれる事業効果>

地域住民の生活上の交通手段が確保されるほか、地域間交流が促進され地域の活性化につながります。

## オ 地域医療確保対策事業

<事業の必要性>

地域住民や子育てのための医療を確保するため、無医地区における診療所の設置等と地域の中核医療機関である川西赤十字病院などとの連携推進が必要です。

<事業の内容>

無医地区における出張診療所の開設、川西赤十字病院との連携した取り組み等による地域医療の充実のための事業を実施します。

<見込まれる事業効果>

地域医療が確保され、地域住民が地域で安心して医療サービスを受けることができ、安心な子育てもできます。

## カ 健康確保対策事業

### <事業の必要性>

健康志向の高まりとともに、地域住民がいつでも誰でも気軽に地域で健康づくりを実践できるよう、地域と連携した健康づくりのための環境整備が必要です。

### <事業の内容>

健康づくりのための実践講座、住民団体等が取り組む健康づくり活動への支援や環境整備への助成等、健康づくりのための環境整備を実施します。

### <見込まれる事業効果>

健康づくりのための環境の充実、地域住民の健康に対する意識の高揚等が期待され、地域住民の健康の保持増進が見込まれます。

## キ スポーツ交流創出推進事業

### <事業の必要性>

スポーツ大会・合宿等によりスポーツを通じた地域間交流がみられますが、より地域活性化の効果の高い全国規模の大会・合宿等の開催が望まれています。

### <事業の内容>

スポーツ各種大会・スポーツ教室・スポーツ合宿の開催支援等により、スポーツを通じた交流創出のための事業を実施します。

### <見込まれる事業効果>

スポーツを通じた広域的な地域間交流が創出され、地域経済の活性化につながるとともに、望月地域への移住・定住の促進、住民の生涯スポーツ意識の高揚、地域で大会や合宿の開催を下支えすることによる地域の一体感・連帯感の高揚が見込まれます。

# 5

## 計画期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

## 第2章 産業の振興

### 1 農業の振興

#### 【農業】

##### （現況と問題点）

望月地域の農業は、高原野菜地帯を中心に、一部で後継者や新規就農者が定着する動きも見られますが、総じて就農者の高齢化が特に進んでおり、農家における後継者及び担い手の確保が一層深刻となっています。

一方、地域の土地基盤整備関係については、重点施策として進めてきた水田のほ場整備が完了し、水稻における機械化農業が確立されていますが、用水路等の経年劣化が見られ施設改修が求められています。畑地については、経営規模の拡大を図るため、畑地造成事業を行い、併せて幹線農道の改良舗装等も順次整備を進めてきました。また、農産物の加工研究・実習体験等ができる観音峯活性化センターや、佐久クラインガルテン望月等の有効利用により、地域の活性化が図られています。土づくりセンターでは堆肥処理等を通じ、耕種農家と畜産農家との連携が図られ、耕種農家への良質堆肥の供給及び畜産農家の飼育環境の整備と畜産公害防止にも大きく役立っていますが、安定した堆肥供給のための施設改善が求められています。

これからの農業は、農畜産物の需要停滞や輸入自由化問題等厳しい状況の中で、水稻・野菜・畜産を主体に地域の特産物を含め、地域経済の主軸として振興を図ることが重要です。また、農業後継者や新規就農者を育成し優良な農用地を確保して利用増進を図るとともに、地元農産物の安定的な生産を推進し、高原野菜の一大産地化の取組や地産地消の促進により地域振興を図るなど、諸課題に対し積極的な施策を一層推進していく必要があります。

##### （その対策）

本地域における農業振興の基本目標は、収益性の高い高度な機械化農業の確立と、環境への負荷の軽減に配慮した農業の推進とし、その達成に向け、豊かさとゆとりが実感できる安定的な発展を目指した明るく住みよい農村づくりに取り組む必要があります。

このため、恵まれた自然環境を大切にその活用を図り、地域農業の柱である水稻・野菜・畜産の3品目を中心に地域特産も含めて安定した生鮮農産物供給基地としての位置付けを今まで以上に強化するとともに地場産品の研究や開発等に取り組み、山村振興地域を含めた中山間地域の農業と農村の活性化を図ります。

これらに合わせ、地域資源を活用した体験型農業等の都市との交流事業を進め、併せて

定住促進、国土環境の保全を目指して、中核的担い手である若者が定住できるよう魅力ある農村建設のための諸施策を推進し、目標の達成を図ります。

また、人・農地プラン等に基づき、認定農業者等の育成支援、農地流動化の推進、新規就農者の確保育成、女性参画の推進、高齢就農者の活動等とともに、地元農産物の産地化等を含め有機農業等の環境にやさしい農業や地産地消等の支援を進めます。

#### (計画)

- 生産基盤の充実を図るための諸事業の導入
- 経営基盤安定と収益性の高い農業を目指した農用地等の流動化の推進と土地の集積
- 農業の担い手育成施策の推進
- 高原野菜を中心とする農産物の販売流通体制の確立・充実
- 地域の特性を生かした地域特産物の開発と生産・加工・販売網の確立
- 地産地消の推進
- 体験型農業等交流施策の推進

### 【農道・用水路】

#### (現況と問題点)

望月地域の農道は現在 93 路線、総延長 15,272m となっており、他地区と比べると路線が多く、整備が必要な状況です。

用排水路についても老朽化が進み、漏水、法面崩壊等が発生しています。受益者（用水管理組合等）による用水管理が行われていますが、整備改修の要望が多く出ています。

#### (その対策)

農道台帳と現状により実態を把握し、地域内市道との関連した整備を図り、積極的な諸事業の導入によって、引き続き幹線農道・集落間農道の改良整備を図り、農業の振興を推進します。

用水管理組合等と協議を行い、改修必要箇所等について地元との合意を形成し、整備改修を図ります。

地域共同での農道、用水路等の保全管理及び補修、長寿命化のための活動を支援します。

#### (計画)

- 整備済みのほ場内農道や用排水路の舗装整備・改修等
- 広域的な地域間交流と活性化を図るための集落間農道の整備・改修等
- 遊休農地の原因ともなっている急坂農道等の整備・改修等
- 各種事業の導入による農道の改良舗装整備・改修等

- 各種事業の導入による用排水路等の整備・改修等
- 地域の共同活動等に対する支援制度活用の促進

## 2 林業の振興

### 【林業】

#### （現況と問題点）

望月地域の森林面積は8,625haで、総面積の約67.0%を占めています。

森林は林産物の供給のみならず、水源涵養や災害の防止、環境保全など多面的な機能を発揮しており、その価値に対する期待は大きいものがあります。しかし、林業労働者の減少と高齢化・過疎化、木材輸入量は減少傾向にあり国産材の供給率は上昇傾向にあるものの、木材に代わる資材の開発などによる木材価格の低迷化等により、林業を取り巻く情勢は厳しさを増し、林業活動の停滞を招いています。

戦後、造林されたカラマツが木材として利用可能な時期を向かえておりますが、引き続き間伐を主体とした保育施業により、健全な森林を造成する中で、大径材生産を目指した施策をいかに促進するかが課題です。また、本地域の人工林率は県内の平均値よりも高く、保育（下刈・除伐・間伐）についての施策の充実も求められることから、長期展望に立った森林資源の保持培養に努め、適切な行政施策の導入と林内路網の整備や森林施業の実施による地域林業の振興が必要です。

#### （その対策）

森林造成事業の活用など各種補助事業施策の積極的な導入により、佐久市森林整備計画に基づき、効果的な諸施策を実施し、経営基盤整備や林業機械の近代化促進などに取り組みます。また、地域材の利用を推進するため、生産・加工・供給に関連する木材業者、工務店、設計者と連携し、消費拡大を図ります。森林整備とあわせた資源の活用は、自然環境の保護という観点だけではなく、豊かな自然を体感できる取組として新たな分野への展開が期待されることから、実効性のある事業を検討していきます。

#### （計画）

- 松くい虫防除対策事業、保全松林健全化整備事業などの実施による造林保育事業の推進
- 間伐対策及び計画の推進
- 森林組合等による不在林有者への対応も含めた、森林事業の実施体制の整備
- 特用林産物生産の振興と販売網の確立
- 森林・林業を生かした体験交流等の推進

- 林業振興のための積極的な広報活動の推進
- 木材の流通促進

## 【林道】

### （現況と問題点）

林業を取り巻く情勢は大変厳しく、林業生産活動の停滞を招いていますが、林道・作業道は林業活動の機械化による経費の削減、合理化や、保育、除間伐等森林の適正維持管理を図る上で不可欠のものであるため、林道・作業道網のきめ細かい整備拡充が必要です。また、森林の有する多面的機能を生かした森林の総合的利用の促進、地域林業振興にも重要な役割を担い、治山治水にも大きな役割を果たしている面からも、林道の整備は緊要です。

### （その対策）

森林施策の計画的推進、生産性の向上、森林資源の高度利用、地域生産活動の活性化や地域住民の交通網としての価値も踏まえて、林道及び作業道の整備を図ります。

現在進めている基幹林道の改良舗装事業を継続して実施し、恒常的かつ安全な運行を確保するべく重点的整備により充実を図ります。さらに、一般林道についても改良舗装し林道網の拡充を図ります。

作業道については、改良及び急勾配箇所改修を実施し維持管理の軽減を図るとともに、作業機械、機材の搬入出、林業林産物の搬出を容易にします。

### （計画）

- 林道改良事業や林道舗装事業等による林道の整備

## 【鳥獣被害対策】

### （現況と問題点）

近年、森林の荒廃、遊休荒廃農地の拡大等により、有害鳥獣が市街地にまで出没し、農作物等に多大な被害を与えています。

### （その対策）

駆除、捕獲資材の購入や、新規狩猟免許等の取得経費補助等により捕獲体制を整備するとともに、緩衝帯整備等による環境整備により、野生鳥獣による農林業被害の軽減を図ります。

(計画)

- 野生鳥獣保護管理対策事業
- 有害鳥獣捕獲従事者確保対策事業
- 農作物有害鳥獣被害防止事業

### 3 製造業の振興と企業誘致

(現況と問題点)

望月地域の製造業は、酒造・木材・薬用人参などの地場産業などが主であり、小規模零細企業が9割を占め、そのほとんどが下請業務を担っています。製造業の集積が少ないことや、自主技術の研究・開発部門が確立されていないことに加え、下請企業の多くは情報収集力、資金調達力が乏しいため、経済のグローバル化やサービス化、高度情報化などの環境の変化に十分対応できず、厳しい経営状況にあります。

北陸新幹線、上信越自動車道及び中部横断自動車道などの高速交通ネットワークの発達によって、首都圏や北陸地方などへのアクセスが良くなり、輸送面での条件は向上しました。しかしながら、山間地であることから十分な平地地の確保が困難なことに加え、地価が近隣に比較して必ずしも安価でないことなど様々な条件が重なり、企業の進出意欲を高めるような状況にはありません。

望月地域における少子化の進行に歯止めをかけるためには、何より若者が定住できるよう、若者の働く場の確保が必要です。

(その対策)

企業誘致は雇用創出に直接効果をもたらすことから、水や緑などの豊かな自然環境をはじめ本地域の様々な資源を有効に活用できるような環境調和型の産業や情報系産業などの誘致に取り組むことが必要です。

また、既存企業の育成支援も重要な課題であり、省力化設備の導入、技術力の強化、多角的な経営や待遇改善など生産性や収益力などが向上するよう、国・県の制度や機関などの有効活用を促進するとともに、市制度資金の充実や関係機関との連携による経営相談・指導体制等の充実を図ります。

さらに、子育て世代の若者を地元企業に就職できるよう、商工団体との協議を行います。

(計画)

- 環境調和型産業や情報系産業、健康福祉関連産業の誘致促進
- 制度資金の充実による企業の資金の円滑化、生産力・収益力向上のための経営相談・指

導事業の推進

○就職支援

## 4 商業の振興

### (現況と問題点)

消費者の購買意識やライフスタイルの変化、モータリゼーションの進展等に伴い、都市近郊や幹線道路沿線への大型店の進出が増加し、望月地域の商業にも大きな影響を与えています。

望月地域の商業核は、旧中山道沿いの既存商店街から、交通利便性の良い国道 142 号線沿いに移行しています。また、既存商店街では経営者の高齢化や後継者不足が進んでおり、新たな経済環境や高度情報化などに対応できない店舗等もあります。

地域経済活性化のためには、住民の生活と最も密接な関係にある中小小売業の役割が大きく、小規模店舗がそれぞれ個性と魅力を持ちうるような商業振興を実施していくことが重要です。

### (その対策)

既存小売業を育成し、商業の振興を図るために、大型店等との共存共栄を前提として商工会との連携を密にし、経営改善事業、商業振興事業、人材育成事業、金融対策、相談・診断事業等を実施していきます。

### (計画)

- 商店街の環境整備の促進
- 商業経営者の経営能力・経営意欲の高揚を図るため、国・県、専門講師による広域及び個別の経営診断や経営講習会の開催
- 商工会との連携による相談・指導体制の充実、経営者・後継者育成、各種融資制度の充実

## 5 観光・レクリエーション

### (現況と問題点)

望月地域は、美しい森林や溪谷、温泉等の恵まれた天然資源、旧中山道の宿場跡や伝統

行事等の優れた歴史的遺産、またゴルフ場等のリゾート開発地を主な観光資源として、滞在型観光地としての整備を続けてきました。しかし、高速交通網の整備や長引く景気の低迷、観光ニーズの多様化などの影響もあり、各地の観光地利用状況は滞在型観光客の減少をはじめ、総体的に減少傾向が続いています。滞在型観光地としての価値だけでなく、日帰り利用も含めた様々な利用ケースを想定した施策が課題です。

また、当地域でも、人口の減少に伴い空き家が増えてきていることも課題の一つであります。

こころの豊かさを求める社会的な傾向や、価値観やライフスタイルの変化、自由時間の増大傾向など、観光に求められるニーズは多様化・個性化を見せています。これらに対応するため、民間活力の導入も検討し、既に整備されている施設などを有効に活用しつつ、恵まれた資源を最大限生かした取り組みを行うことが求められています。

農業体験事業においては、栽培や収穫などの体験活動をとおして交流することにより、地域の活性化が図られることが期待されています。

#### (その対策)

中部横断自動車道の整備も進み高速交通網時代を迎え、観光客の流動化が一層活発になり、観光の広域化が進む中で、滞在型観光地としての魅力づくりに努め、日帰り利用にも対応できる観光地として、周辺地域と広域連携を推進していきます。

また、多様化・個性化するニーズに対応するため、空き家の有効活用や、既存の観光資源の見直しなど景観に配慮した総合的な整備を図るとともに、自然環境を活用し、農村との結びつきを強めるなど地域の特性を生かし、眺望の美しい浅間山、蓼科山、旧中山道、春日温泉など観光資源の掘り起こしによって特色のある観光地づくりを進めていきます。また、情報化の進展など多様な観光ニーズに対応できるよう観光拠点の整備・充実を図っていきます。

農業体験事業においては、受入団体の掘り起こしを図り、参加者募集については、広報誌及びホームページ等において支援を行っていきます。

#### (計画)

- 旧中山道宿場の町並みについて周辺環境を含めて一体的に整備
- 温泉を活用した健康づくり施設等の整備など、春日温泉や他温泉施設周辺の活性化に向けた環境整備の推進
- 景観に配慮した観光案内板や道路標識等の整備充実
- 市内や周辺市町村との観光を軸とした連携体制の強化及び情報交換の活発化や観光ルートの形成などによる広域的観光開発
- 地域に残る多くの文化財や遺跡、伝統芸能、歴史的景観などの保全・整備の取り組み
- 都市との交流を進めるため、豊かな自然やゆとりとやすらぎのある農村生活を提供する

自然、農村体験型企画の促進

- 特色あるイベントの定着と充実、地域密着型イベントの展開
- パンフレットやポスター等の作成、インターネット、その他多様なメディアを活用した観光PRの強化充実
- 「駒の里」に結びつけた観音峯周辺の整備
- 森林セラピー基地「春日の森」や望月高原牧場を活用した観光振興施策の取組み推進
- 空き家を有効活用し、都市住民の交流拡大と定住促進

## 6 建設産業

（現況と問題点）

望月地域の建設業はそのほとんどの経営規模が小さく、公共事業に大きく依存しています。一方で、建設産業は関連産業を含めると多くの就業人口を抱える基幹的な産業となっており、地域においては雇用の面だけではなく災害発生時など緊急時の対応をはじめ、除雪など山間地域における生活確保のための対応など様々な面で重要な役割を担っています。

しかしながら、近年、国・地方を通じての財政状況の悪化などから、公共事業が大幅に減少しており、受注量の減少のほか、深刻な人材不足などが生じており、経営基盤が脆弱な本地域の建設業はかつてない厳しい環境にさらされています。

（その対策）

技術力や経営基盤の強化について支援するとともに、農林業や福祉など地域に根差した新たな分野への進出支援も視野に入れた取組を行っていきます。

（計画）

- 金融の円滑化のための制度資金の充実
- 商工会との連携による相談体制の充実

## 7 地場産業の振興と新産業の育成

（現況と問題点）

望月地域の主な地場産業産品としては、米、高原野菜、鉄平石、酒、薬用人参等があります。

米については、全国的な需要の低迷と価格の低下により、経営の確立が難しく、米専業農家が減少しています。そのため、今後は、付加価値の高い生産品の確立による体制づくりが課題です。

高原野菜は、他地域との生産時期の調整などにより販売額の安定を図り、ブランド化を進める中で、生産面積、生産量とも順調に推移してきました。しかし、栽培の省力化に頼って生産してきた野菜も、安全・安心の社会的ニーズに応え、有機・減農薬栽培による付加価値の高いものにすることが求められているために、労働力不足と従事者の高齢化が深刻な問題となっています。

鉄平石は、近年の建設不況と資源の枯渇により生産量、販売額共に低迷しており、今後希少資源としてその利用方法を検討する必要があります。

酒については、全国的な日本酒離れの傾向により需要は低迷しています。しかし、地酒人気根強いことや、価値観の多様化により吟醸酒や純米吟醸酒などの特定の要件を満たした酒への関心が高まっていることから、長年培ってきた技術により地方の味を生かしつつ、新たな販売戦略を検討する必要があります。

薬用人参は、全国でも、福島県、島根県、長野県でしか栽培されていません。かつては、生産単価が高く、農家にとっては魅力的な作物でしたが、中国や韓国の生産量の伸びにより国際競争力が低下し、単価の低迷や栽培が難しいことなどから、薬用人参栽培農家は激減しています。それに伴い加工業者も大きな転換期を迎えています。

以上のように、時代のニーズへの鋭敏な対応が難しかった地場産業は、全国で展開されている地域特産品の開発販売競争に勝ち残ることができず、伸び悩んでおり、その対応策が求められています。

#### (その対策)

望月地域の特性を生かした地場産品の新たな活用による新商品や新製品の開発支援を行うことはもとより、消費動向の情報収集、販路の確保・拡大などについても積極的に行うことで、地域経済の活性化を図ります。

#### (計画)

- 技術の導入による新製品の開発
- インターネットをはじめ様々な媒体を通じた特産品のPRによるイメージアップと販路拡大
- 起業促進のための関係機関連携による体制づくり

# 第3章 交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流の促進

## 1 交通体系の整備

### （現況と問題点）

平成 17 年度の市町村合併により、過疎地域である旧望月町の過疎を解消するため、交通体系の整備を進めてきました。市中心部は上信越自動車道や、中部横断自動車道、これに連絡するバイパスや、幹線道路の整備が進む一方、これらへのアクセスのため、また地域の均衡ある発展のため、当地域においても幹線道路、生活道路の整備を進め、合併後の市の一体感の醸成に努めてきたところです。

しかしながら、当地域は南北に2つの長い沢を擁す地形で、地区の懐が深く、沢と沢とを結ぶ山間地で、沢を越え市内中心部へのアクセスは未だ困難な状況となっています。また、基幹産業である農業の農産物の出荷による大型車両の通行が多いため道路の拡幅・改良等の整備を要する箇所が数多く残されています。加えて、市道等の維持修繕に必要な箇所も増加しているとともに、地域の市道橋については、すべてが永久橋になっていますが、老朽化している橋、狭隘な橋梁もあり、早急に整備を進める必要があります。

昨今の厳しい財政状況の中でこれらの整備を進めるには、必要性を十分に考慮して計画的に事業を進める必要があります。

### （その対策）

地域の集落間を結ぶ幹線道路を中心に整備を進めるとともに、通学路や生活道路についても必要性を十分に考慮して整備を図ります。

広域的なアクセス道路については、産業振興の観点からも、計画的に整備を進めます。市道等舗装修繕、橋梁の修繕については、老朽度を判断し逐次整備を図ります。

### （計画）

○市道各路線の新設・改良・舗装

## 2 交通確保対策

### （現況と問題点）

望月地域の公共交通は、地域の経済社会活動の基盤であり、その公共的役割は非常に大きなものがあります。

望月地域では人口の減少や自家用車の普及などにより、地域住民の交通手段として重要な役割を果たしてきた乗り合いバス等の公共交通機関の利用者が著しく減少し、交通事業者の採算性の悪化を招き、路線バス等の休止や廃止に追い込まれました。

このような中、現在、望月地域では国、県及び市からの助成により、生活路線バス・スクールバス・スクールタクシー・デマンドタクシー・市内巡回バスを運行させて、公共交通の維持を図っております。

しかし、利用者数は減少傾向であり、交通事業者の経営状況は厳しいものであることは変わらない状況です。

交通事業者の自助努力及び行政支援も限界がある中で、望月地域において将来に亘って持続可能で最適な公共交通体系を構築し、自家用車を利用できない交通弱者の移動手段をいかに確保していくかが大きな課題となっています。

### （その対策）

交通弱者の移動手段の確保と地域振興にとって、路線バス等の存続は必要不可欠なものであり、路線維持のため利用者の増加に向けた広報活動や利用実態調査に基づいた、より効率的で有用性の高い運行体系への改善等各種施策を講じていきます。

また、行政と公共交通機関及び利用者等による検討を行い、最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、将来に亘って持続可能な交通手段を確保していくため、広域的連携による諸対策を講じていきます。

### （計画）

- 民間バス会社への助成による路線の確保及び運行体系の検討
- デマンドタクシーの運行による交通空白地帯の公共交通の確保及び運行体系の検討
- 各地域のニーズに即した最適な交通手段の検討及び実証運行
- スクールバス、スクールタクシーの運行及び運行方法の検討
- 市内巡回バスの路線の確保及び運行体系の検討

## 3 情報化の推進

### (現況と問題点)

地域情報化の進展は、生活面でも産業面でも地理的不利性による時間や距離の制約、また非効率性などの問題を克服する上での効果が大きく、むしろ都市地域よりも過疎地域でこそ大きな役割を果たす可能性があるともいえます。

平成19年度から整備を進めてきた双方向情報通信ネットワーク事業については、望月地域での環境整備も進められ平成21年度に事業が完了しました。

地域コミュニティ放送については、一部の地域において受信が困難となっていました、IPサイマルラジオ放送（インターネットでラジオを聴く）が利用可能となりました。

地域情報化の推進は、住民サービスの向上はもちろんのこと、過疎地域における散在して居住する住民へ、効率的な情報提供の体制の整備や拡充を図ることに有効と考えられます。

また「ICTのインフラ基盤整備」から「ICTの利活用」に重点を置き換え、高齢化の進行もあり、利用者の使い易さへの工夫が重要であるほか、通信コスト面を含め利用環境を整備することが課題です。

### (その対策)

地域情報化の進展を活用できるよう双方向ネットワークを利用し、利便性の高い各種のシステムの構築を推進します。

また「ICTのインフラ基盤」が整いつつある中、これらの基盤を最大限に活用し、生活のあらゆる場面におけるICT利活用を加速させるため、「まち・ひと・しごとの活性化」による活力ある地域の行政サービスが電子的に受けられ、安全・安心・公平で、便利かつ豊かさを実感できる地域の構築に向けて推進します。

### (計画)

- ICT利活用の促進
- いつでも行政サービスを受けることができる、電子自治体の推進
- 地域情報化の推進
- 携帯電話通信不安定地域解消の推進

## 4

## 地域間交流の促進

### （現況と問題点）

人々の意識や価値観の多様化に伴い、豊かな自然や地域の伝統文化とのふれあい、農林業体験などによる農林業や農山村への関心の高まりがみられることから、望月地域の特色ある伝統文化のイベント、地域の特性を生かした各種取組みなどの情報発信を行うとともに、地域間交流事業等を積極的に実施することで地域の活性化を図ることが望まれています。

### （その対策）

自然や伝統文化などの紹介、ふれあい事業等の実施により、都市と農村の新たな共生関係を構築していきます。

### （計画）

- 農村体験等の開催による都市住民との交流促進
- 住民との協働による交流創出の推進

## 第4章 生活環境の整備

### 1 環境保全

#### (現況と問題点)

望月地域は清らかな水が流れ、緑が多く、すがすがしい空気自然环境豊かな地域です。

地域内の主要国県道は、物流ルートや観光ルートにもなっており、多くの県外者が訪れますが、道路の待避所などに、ごみの散乱状態が見受けられます。

また、家庭ごみの処理は概ね適正に行われていますが、一部には野焼きなどが未だに行われている状況も見られます。

この状況を改善するために、住民一人ひとりが地域の環境美化に意識を持ち、自主的な清掃美化活動を行うことにより、地域の環境を改善することが必要です。

#### (その対策)

地域の環境保全は、佐久市環境基本計画及び佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例に基づき、地域において身近な美化活動などを推進し、住民の環境意識を向上させ、不法投棄や野焼きをさせない環境を住民と事業者、行政が一体となり築いていきます。

#### (計画)

- 定期的な関係機関と連携したパトロールによる不法投棄、野焼きの防止対策の強化
- 広報活動による住民の環境意識の向上

### 2 上水道

#### (現況と問題点)

水道事業は、その大部分を平成 19 年度に佐久水道企業団へ移管されましたが、一部望月別荘地水道施設は市が管理しています。

佐久水道企業団では、水道老朽管の布設替えなど給配水施設の維持・管理の充実を図るとともに、新たな水源確保と計画的な管路整備を行い、水の安定供給に努めています。

また、平成 21 年 3 月には、水道事業の将来の方向性を定めた「地域水道ビジョン」を策定しました。今後も、地域水道ビジョンに基づき、健全経営を堅持しながら、安全でおいしい水を安定的に供給することが必要です。

一方、市が管理を行っている、望月別荘地水道施設は、富貴の平地区及び望月の郷地区外の水道管の破損個所の修繕等を行いながら施設の維持管理を行っていますが、設置後40年以上が経過する中で水源施設、管路においては大規模な改修が必要となっています。

#### (その対策)

佐久水道企業団においては、地域水道ビジョンに基づき、水源水量の確保、水源水質の改善、配水池容量の確保、老朽管の更新、応急給水量の確保、管路の耐震化等に取り組みます。望月別荘地水道については、老朽化した施設の改修、安定した水源水量の確保の検討等を行います。

あわせて、施設の維持管理を適正に行うため、水道台帳の整備等を進めます。

#### (計画) (望月別荘地水道以外は、佐久水道企業団において実施)

- 老朽化した管路及び配水池等施設の整備更新
- 水道施設の耐震化
- 水源の保護、水質の維持
- 水道台帳整備

## 3 下水処理施設

#### (現況と問題点)

望月地域の下水道整備については、平成2年度に望月、春日、布施地区を中心とした「望月町特定環境保全公共下水道計画」が策定され、国の3省所管の事業を導入して、生活環境の向上と自然環境の保護に努めてきました。

国土交通省所管の特定環境保全公共下水道事業では、望月処理区については平成9年度、春日処理区については平成11年度に供用を開始し、一部を残し整備は完了しています。茂田井・観音寺地区については、川西保健衛生施設組合が事業主体となり特定環境保全公共下水道事業で実施され、平成8年度から供用が開始されています。

農林水産省所管の農業集落排水事業については、布施処理区について平成9年度から供用が開始されています。また、小規模集合排水処理施設整備事業についても、藤巻処理区について平成11年度から供用開始されています。

コミュニティ・プラントの善郷寺地区においては、平成5年度から供用を開始しましたが、維持管理費の削減を図るため、平成21年度に近接した特定環境保全公共下水道事業春日処理区に統合を行いました。

その他の地区の水洗化については、今後も浄化槽設置整備事業により、普及促進に努め

ていく必要があります。

いずれの事業についても、水洗化の促進により、快適で衛生的な生活環境を創出するとともに、水源地としての公共用水域の水質保全を図ることが必要です。

望月地域における下水道建設事業は、一部を残して完了しており、今後は、人口減少の影響により汚水量が減少する中で、浄化センターの効率的な管理経営が求められているとともに、年々老朽化する施設の計画的な改築、更新が求められています。

下水道の整備に伴い、川西保健衛生施設組合における汚泥処理施設の供用がすでに開始されていますが、今後の処理量の推移を見極めながら効率的な管理運営を行っていく必要があります。

#### (その対策)

下水道の管渠工事については、一部を残して整備が完了しており、今後はより一層の水洗化の促進に努め、併せて処理場の老朽化に対応するため、更新を実施していきます。また、「下水道等整備構想エリアマップ」を活用して一層の下水道の普及を図り、分散立地しているなど集合処理で対応できない地域については、浄化槽設置整備事業による浄化槽の普及促進を図ります。

川西保健衛生施設組合の汚泥処理施設において排出される炭化汚泥については、土壌改良材等として市内外での有効活用を検討しながら促進します。

#### (計画)

- 浄化槽設置整備
- 処理場の改築・更新
- 炭化汚泥の活用検討及び促進

## 4 廃棄物処理

#### (現況と問題点)

望月地域の可燃ごみの処理は、川西保健衛生施設組合において処理されていますが、新クリーンセンター建設に伴い可燃ごみの処理は移行します。

また、埋立ごみについては、市営うな沢第2最終処分場へ搬入され、資源物については、軟質系プラスチックは圧縮梱包を行いリサイクル業者に、その他の資源物については委託契約による中間処理業者に搬入して資源の再生を図り、住民・事業者・行政が一体となって、相互に協力し資源循環型社会の構築を目指しています。

今後も生活習慣の変化などにより、ごみの増加が見込まれ、より一層のごみの減量化、再資源化が求められます。

### （その対策）

佐久市環境基本計画及び一般廃棄物処理計画に沿って、より一層のごみの減量化、再資源化、再利用の取り組みを推進します。分別収集について地域住民へ周知をするための啓発活動を積極的に行ない、分別の徹底と処分場の延命を図ります。また、各家庭において生ごみ処理機等の利用による自家処理を推進し、ごみの減量化と堆肥化を推進します。

### （計画）

- 3R活動の推進（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）
- 生ごみ処理機等の自家処理の推進
- 分別方法の徹底
- レジ袋の削減および簡易包装の推進

## 5 消防施設

### （現況と問題点）

望月地域は、常備消防である川西消防署と消防団で構成され、予防・防火・消火活動に当たり、地域ぐるみの防災体制の整備を進めています。

消防団については、地域防災の核として住民は大きな期待をかけていますが、高齢化や適齢者の減少、かつ、団員の約4分の3が地域外に勤務しているため、緊急時における団員の確保が困難な状況にあります。

災害情報伝達手段として防災行政無線を全地区に配備をし、消防団拠点施設整備は終了しましたが、災害発生時に重要となる備蓄倉庫の整備も十分に進んでいるとは言えない状況です。

望月地域は山間地であり、狭い道路が多いことから、小型動力ポンプ付積載車等及び小型動力ポンプ等の配備が必要です。消火栓の移設及び新設については、地元要望に基づき、設置等の検討を行う必要があります。

### （その対策）

近代的な機械の導入及び施設等を充実させることは、地域住民の安全確保のために必要であり、また、消防団の活性化や機能性の強化にもつながります。

小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車等においては、今後も機動力の確保を図ることから、20年を経過した機械等は計画的な更新及び配備を行います。

消火栓については消防水利の確保が必要であることから、地元要望に基づき、設置基準を鑑み移設及び新設を行います。

また、災害発生に備え、備蓄倉庫等災害施設の整備を図ります。

(計画)

- 小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付軽積載車等の更新
- 消火栓の設置
- 防火防災用設備等の整備
- 備蓄倉庫等災害施設の整備

## 6 公営住宅

(現況と問題点)

高齢化や核家族化の進行など、変化する社会情勢に伴って住宅事情も多様化を見せています。住環境の水準は確実に向上してきているものの、望月地域では既設の狭小団地の老朽化が課題です。

(その対策)

既設の比較的大きな団地については個別改善により住環境の保持に努め、老朽化した狭小な団地については、人口増減の推移を考慮しながら集約を図ります。

(計画)

- 団地集約化の検討
- 個別改善の実施

## 7 安全なまちづくりの推進

(現況と問題点)

高齢化社会の進展に伴い、悪質な訪問販売、オレオレ詐欺や還付金詐欺など特殊詐欺による高齢者が被害者となる事件や高齢者が関与する交通事故が増加しており、年々増加していくものと予想されることから、これらを防止する対策が必要となっています。また、犯罪の発生防止や安全確保のため、防犯施設の整備や地域防犯体制の充実が必要です。

### (その対策)

高齢者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、警察、交通安全協会、防犯協会、民生委員、社会福祉協議会などと連携し、地域における自主防犯活動を強化するとともに、各種広報や講習会などを通じて高齢者等の生活安全の推進に努めます。

また、夜間における地域の防犯対策として、防犯灯の設置など防犯施設の整備を推進します。

### (計画)

- 高齢者交通事故防止・悪質商法被害防止教室等の推進・促進
- 防犯灯の設置
- 地域の警部交番、駐在所、防犯協会等との連携による自主防犯活動の強化

# 第5章 保健・福祉の向上

## 1 高齢者福祉

### （現況と問題点）

望月地域の高齢化率は、平成27年4月1日時点で、35.2%と、市全体の高齢化率28.4%と比べて6.8ポイント高齢化が進んでいます。また、高齢化の進展とともに医療や介護を必要とする高齢者や社会環境の変化によりひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯も年々増加しております。

望月地域には、軽費老人ホーム望月悠玄荘、養護老人ホーム佐久良荘があり、さらに平成14年度には特別養護老人ホーム「結いの家」を中心にデイサービス（認知症対応型）や高齢者生活支援ハウスなどの老人福祉拠点施設を整備しました。平成11年度に開所した望月総合支援センターは、デイサービス（一般型）、障害者共同作業所、浅科望月地域包括支援センターからなる在宅サービスの相談・支援の拠点となっています。さらに、低料金で利用可能な入浴施設を備えた望月老人福祉センターを中心に、高齢者向けスポーツ（体育）施設である屋内ゲートボール場、マレットゴルフ場の他、介護予防施設である望月生きがいセンター、春日交流センターがあり、望月地域の高齢者介護予防活動等の拠点となっています。

本格的な高齢社会を迎え高齢者福祉行政へのニーズはますます高まってきており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制の整備、高齢者がいきいきと活動的に生活できる社会づくり、安心・安全な暮らしの確保に向けた取り組みが必要となっています。

高齢者が住みなれた地域で安心して安全な生活ができるよう、引き続き地域づくりやサービス供給体制の整備を推進していきます。

### （その対策）

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく、暮らし続けることを実現するため、佐久市介護保険事業計画等に基づき、在宅サービスと施設サービスのバランスの取れたサービス供給体制の整備を推進するとともに、医療・介護・生活支援等の各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」構築実現に向けた基盤整備を引き続き推進します。

### （計画）

- 保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進

- 福祉輸送サービスなど高齢者の移送手段確保
- 介護予防事業の推進
- ひとり暮らし高齢者支援の推進

## 2 障がい者福祉

### （現況と問題点）

望月地域の障がい福祉サービス事業所の状況は、在宅サービスである居宅介護が3事業所、行動援護が1事業所、施設サービスである就労継続支援B型が2事業所、放課後等デイサービスが1事業所、短期入所が1事業所あります。そのうち、施設サービスについては、平成25年度に市内事業所が、放課後等デイサービスと短期入所を実施できる事業所を開所しましたが、日中活動の場である通所施設が不足しています。また、障がい者の高齢化や、加齢にともない障がいの重症化が増加し、生活課題が増大、多様化しています。障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、また、社会参加のために移動手段の確保が必要であり、公的サービスに限らず、地域の様々な社会資源との連携を図り支援を行っていく必要があります。

### （その対策）

就労継続支援B型事業所、ワークハウス牧・望月ひまわり共同作業センターについては、指定管理により市が実施している事業であり、継続して実施します。平成25年度からの新規事業所の開設により、施設サービスの不足の解消が図られてきていますが、不足しているサービスもあるため、引き続き、障がい福祉サービス事業所に事業所の開設を働きかけていきます。また、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるために、公的サービスとして、市の単独事業である障がい者外出支援サービス事業により、移動が困難な人や単独で公共交通機関の利用できない人のための外出の支援を行っていきます。

地域の社会資源として、市内の社会福祉法人、NPO法人等は、単独で公共交通機関の利用が困難な障がい者に対して、福祉有償運送事業を実施し、主に病院への通院等の支援を行っていきます。

### （計画）

- 保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進
- 福祉移送サービスなど障がい者の移送手段の確保

### 3 児童福祉・子育て支援

#### （現況と問題点）

望月地域の4保育所は、昭和46年から昭和54年にかけて建設された施設であり、建設から35年以上経過しており、老朽化が著しい状況にあります。

また、近年の傾向として、児童数の増加する保育所、減少する保育所が顕在化し、開発の進む都市部や新興住宅地などが存在する保育所では、児童の年齢によっては途中からの入所が難しくなる保育所もある一方、児童数の減少している保育所では、混合保育（例えば3歳児と4歳児を1つのクラスで保育するもの）も行われるなど、こうした状況は児童数のみならず、保育形態においても影響を及ぼしています。望月地域においても、4保育所のうち、布施・春日両保育園においては、児童数の減少から混合保育が行われている状況です。

子育て支援施設については、現在協和保育園の空きスペースを利用し、つどいの広場（さくらんぼ広場）を開設し行っていますが、空きスペースを利用していることもあり、その使用形態に制限があります。

#### （その対策）

老朽化した4保育所の改善と、人口減少を見据えた将来入所児童数の見込みに基づき、4保育所を統合した新保育所を建設します。

一日の大半を保育所で過ごす園児にとって、楽しく過ごせ、快適な園生活が送れるよう乳幼児の目線に立った施設整備を行います。

また、保育所等の施設について、省エネルギー対策や自然エネルギーの活用に加え、維持管理が容易な施設とします。

なお、施設整備に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準〔昭和23年12月29日厚生省令第63号〕及び児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例〔平成24年長野県条例第69号〕を遵守します。

併せて、保育所の敷地内に子育て支援センターを建設し、つどいの広場（さくらんぼ広場）の専用スペースを確保し、子育て支援の充実を図っていきます。

新保育所及び子育て支援センターとも平成29年4月の開所に向け、整備を進めて参ります。

#### （計画）

- 保育所の整備
- 児童福祉関連施策の充実

## 4 健康対策

### 【保健センター】

#### （現況と問題点）

保健センターは、市民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行うことを目的とした施設です。望月地域においては、保健センターという名称の施設はありませんが、望月総合支援センターがその役目を担っております。その施設は、健診等で使用できる機能の部屋があり、日程も他の事業と重複することなく、望月地域の保健事業を展開している拠点として機能を果たしています。

今後、生活習慣病予防をはじめ、住民1人ひとりの健康の維持、増進を図る健康づくりの場として、多面的な支援が発揮できるように保健センターの機能の充実が必要となっております。

#### （その対策）

子どもから高齢者までの各世代における各種保健計画に基づいた施策の充実に伴い、その施策が十分に実施できるよう、保健センター機能の充実を図っていきます。

母子保健(乳幼児健診、育児教室等)、成人保健(各種健診、報告会等)、精神保健(デイケア等)事業等の実施を支援していきます。

#### （計画）

○保健センター機能の充実

### 【特定保健】

#### （現況と問題点）

生活習慣病予防のためには、住民が自らにあった適度な食事と運動が効果的であり、その改善には、保健師や管理栄養士等による指導の下に取り組む必要があります。現在は、特定健診を受診後、特定保健指導の対象者に指導を行っていますが、改善のための継続的な取組みにつながりにくい状態にあるといえます。望月地域では、民間の取組みや病院等での健康管理指導を受ける機会が得にくいことも一つの要因として考えられます。このための条件整備を進め、多くの方に健康づくりに参加していただく特定健診から特定保健指導までを意欲的に取り組むことができる魅力づくりを行う必要があります。

#### （その対策）

生活習慣病予防のためには、特定健診を受診するだけでなく、特定健診の結果から、一定の基準によりメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の危険性があると判断され

た方に対し、病気を早期に予防するために保健師・管理栄養士等と共に、健診データから生活習慣の改善のため、本人がどのような方法が良いかを考え、選択できるよう支援する特定保健指導を実施します。

医療機関とも連携を取り、多くの地域住民の方が健康状態を改善し維持できるよう人材育成に努めます。

#### (計画)

○特定保健指導等、健康づくり事業の充実

#### 【健（検）診事業】

##### (現況と問題点)

健康長寿のまちづくりを進める上において、生活習慣病の予防は最重点課題となっています。しかし、その基となる健康診査の受診率が低い状況であり、また特定保健指導への参加率も低い状態にあります。

##### (その対策)

多くの地域住民が健康診査や各種がん検診を受け、自らの健康管理に役立てていただくための助成や受診勧奨を行うとともに、生活習慣の改善に取り組んでいきます。

#### (計画)

○各種健（検）診事業の充実

#### 【森林セラピー】

##### (現況と問題点)

望月地域には、森の癒し効果やリラックス効果を生かし、心と身体の健康づくりに役立つ場所として、「森林セラピー基地・春日の森」を設置しています。市民の健康増進のため、また県内外の人々の癒しの場として、より多くの方に森林セラピーを体験していただけるよう、春日温泉の施設と連携したプログラムやモニターツアーを実施しています。

しかし、森林セラピーの体験者数は増加していないのが現状です。より多くの方に森林セラピーを体験していただくため、森林セラピーそのものの効果を知っていただくとともに、気軽に利用できる森林セラピー基地として維持管理を継続的に行う必要があります。

##### (その対策)

春日温泉の施設と連携を図る中で、望月地域にある美しい自然や温泉等を最大限に生かしたプログラムを検討し、広範な利用者へ広報や周知活動していきます。また、利用者が安心して快適に利用できるよう、定期的な点検や支障物の撤去、補修等を継続的に行って

いきます。

(計画)

○森林セラピー事業の推進

【公園】

(現状と問題点)

公園とは公衆が憩いまたは遊びを楽しむための公共空間であります。望月地域にはジリの木広場(10,500㎡、H5.6.8設置)、布施温泉公園(14,850㎡、H9.9.22設置)、若駒児童公園(1,475㎡、H11.10.7設置)、佐久良公園(6,900㎡、H18.10.24設置)、望月宿公園(770㎡、H18.3.20設置)の5公園を地域の特色を活かして整備しています。公園には遊具や芝生ひろば・マレットゴルフコース等を設置し、小さな子どもから高齢者まで楽しめるように配慮していますが、老朽化等により修繕や更新、施設の充実が必要な時期となっています。

しかし、財政面から整備は困難な状況であり、公園を安心して利用できるように適正な維持管理を継続して行う必要があります。

(その対策)

望月地域の公園施設を計画的に修繕や更新を行い施設の充実を図り、小さな子どもから高齢者までが憩える安全で安心な公園を維持するために適正な管理を行っていきます。

(計画)

○公園整備・維持管理事業の推進

## 第6章 医療の確保

### 1 診療施設等

#### (現況と問題点)

川西赤十字病院の施設改修等支援については、望月地域の住民が川西赤十字病院で一定水準の診療を受けられる体制を整備するために、川西赤十字病院の日本赤十字社から借り入れた施設整備費のうち、現在は、平成14年までに整備された「スプリンクラー設備」に対して、平成28年度までの予定で償還を行っています。

川西赤十字病院が、望月地域の二次医療を担う中核医療機関である川西赤十字病院施設の拡充を図るために、施設の老朽化や機器の更新などを川西赤十字病院への補助金交付団体である川西保健衛生施設組合と早急に決定し、その情報を構成市町の佐久市、東御市、立科町で協議する必要があります。

次に、地域医療確保対策事業については、布施地区の出張診療所を毎週火曜日午後1時から午後4時まで開設し、平成26年度実績で48日延べ91人の受診者があり、地域医療体制の整備が図られています。しかし、近年受診者数が年々減少しており、受診者を確保する必要があります。

また、過疎地域住民の居住地の近くに小児科や産婦人科などの専門診療科設置の要望があります。

#### (その対策)

川西赤十字病院の医療拡充支援のための地域医療体制の整備による施設整備費について、川西赤十字病院が日本赤十字社から借り入れた償還分を、川西赤十字病院への補助金交付団体である川西保健衛生施設組合の「川西保健衛生施設組合同規約」に基づき、補助しています。また、この構成3市町である佐久市、東御市、立科町が、川西保健衛生施設組合に分担金を支出しており、佐久市も継続した支援をする必要があります。

次に、地域医療確保対策事業については、布施地区の出張診療所を開設し、「浅間総合病院」の医師を派遣することで、地域医療確保対策を継続する必要があります。

また、過疎地域への小児科や産婦人科などの専門診療科設置は、現状でも全国的な医師不足により医師確保自体が難しいため、今後の課題であります。

#### (計画)

○地域医療体制の充実

## 2 無医地区対策

### (現況と問題点)

出張診療所の開設維持事業については、湯沢地区の住民を対象として湯沢農業生活改善施設に出張診療所を毎週金曜日午後2時から午後4時まで開設し、平成26年度実績で50日延べ327人の受診者があり、無医地区出張診療所等の開設の継続を図っています。

対象地域は、高齢化が進み、近年受診者数が年々微減していることから、受診率を増加させる必要があります。

### (その対策)

出張診療所の開設維持事業については、無医地区の湯沢地区出張診療所を望月地域の協和にある、出張診療所に一番近い場所で診療を行っている医師に派遣を継続して依頼します。

### (計画)

○無医地区への診療体制確保

# 第7章 教育の振興

## 1 学校教育施設等

### (現況と問題点)

少子高齢化をはじめ、国際化や情報化の進展、産業構造の変容などにより、近年の教育を取り巻く環境は厳しさを増し、様々な教育課題が生じています。

佐久市では、学校教育のめざす方向として、「基礎・基本の定着と思考力・判断力・創造力・表現力の育成」「人権教育・道徳教育を推進し、確かな人権感覚と道徳性の育成」「心身共に健康な体と主体的に生きる力の育成」「国際感覚を身につけ、世界にはばたける人間の育成」「地域を知り、地域を愛する子どもの育成」という、5つの基本目標を掲げ、自らが力強く生きる力・人と人の絆を築きともに生きる力を持った子どもを育てることを目指しています。

この教育目標を実現するためには、従来の「知識の量」に重きを置いた教育から、学習者である子どもたちを主体とした「知識の質」に重きをおいた指導、画一的な指導から、多様な形態の指導への転換が必要になり、多目的に指導や学習ができる教室や個々の問題解決のために調査研究ができる設備、備品を量的、質的に確保することが必要になります。

また、基礎、基本をしっかりと身に付けるために「少人数学級」、「TT（チームティーチング）教室」、「習熟度別学習」など多様な教育内容の実践には、情報機器のより一層の充実を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに安心して、安定した学校生活を送るための施設を整備するとともに、地域住民の防災の拠点としての校舎建築も考慮する必要があります。

自然光、ソーラーシステムなど環境に配慮した施設づくりは今後の教育には必要不可欠です。心身の健全な発達のために食育についても検討をすることが必要です。

望月中学校の校舎は、昭和37年度から昭和42年度にかけて建設され、数回にわたる改修工事や維持補修対策を進めてきましたが、コンクリートや鉄骨等、構造体の経年劣化が見られ、老朽化が進行していたため、平成23年度から全面改築を計画的に進めています。

また、少子化、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、子どもたちが地域の方々との交流や、豊かな文化や伝統に接し、その保存・継承の活動に参加することで、郷土愛や地域への誇りを育むことが重要です。そのために、地域の人材の活用、地域の活動や行事への積極的な関与、先人の生き方に学ぶ学習を推進するとともに、多様な体験的学習を通して、多くの「ひと・もの・こと」に触れ合い、豊かな人間性を育むことが必要です。

また、家庭・地域・学校が連携した学校づくり・子どもの育成を進めていく必要があります。

### (その対策)

グローバル社会・大競争時代・価値観の多様化した社会に対応できる「主体的な判断」「共に生きる豊かな心」を持った人材づくりや、家庭・地域・学校が連携した子どもの育成、子どもたちの多様な力を受け止め、子ども自身が目標を持ち、実現に向けて行動できるような、また、学校を主体とした、学校・家庭・地域が連携した学校づくりを推進するための支援体制と高次・多機能な学習環境の整備を進めていきます。

また、教育環境の改善及び生徒の安全性、地域の防災拠点・避難場所としての学校施設という観点から、望月中学校の全面改築を平成 28 年度事業完了をめざし、計画的に進めていきます。

さらには、学校を主体とした、学校・家庭・地域が連携した学校づくりを推進するための支援体制と、子どもの育成、子どもたちの多様な力を受け止め、子ども自身が目標を持ち、実現に向けて行動できるような高次・多機能な学習環境の整備を進めていきます。

### (計画)

- 信州型コミュニティスクールの推進
- 望月中学校の改築整備
- 児童・生徒の学習環境等の整備

## 2 社会教育施設等

### (現況と問題点)

望月地域では、地域の社会教育や生涯教育に大きな役割を果たしており、平成 7 年に整備した駒の里ふれあいセンターは、最大 400 人収容可能な大ホールや、多目的な使用を視野に調理室・会議室・和室等を有し地域文化活動の拠点として大きな期待を担っている施設となっています。

しかし、築 20 年が経過し、各設備の消耗品等の交換やホールの照明、移動観覧席、舞台関係設備の大規模改修が必要な時期となっています。

望月図書館については、平成 25 年 3 月に、佐久市役所望月支所 2 階を改修し、老朽化が著しかった「ふる里ふれあい図書館」を移し、開放的な明るい雰囲気の中、多くの市民に利用されています。

しかし、望月地域は山々を挟んだ地域の広さと、その地形から、図書館まで訪れることを困難とする高齢者をはじめ、子育て中の母親や児童なども多いという課題があります。

また、現在、佐久市内には、44 の社会体育施設があり、市民等に活用されていますが、望月地域においては、9 の屋内・屋外運動場が子どもからお年寄りまでそれぞれの年齢・

体力・目的に応じた各種大会やスポーツ教室に有効活用しています。今後、望月地域においても、多様化するライフスタイル、スポーツニーズに対応するため、早期にスポーツ施設の整備・充実が必要となっております。

#### (その対策)

駒の里ふれあいセンターの施設利用者に安全、安心してご利用いただくための修繕、改修工事を実施していくとともに、大規模改修となるホールの舞台機構や照明のLED化等を計画的に進めていきます。

図書館については、図書館まで出向くことが困難な方にも、図書館を利用し、多くの本に親しんでいただけるよう、移動図書館事業を実施していますが、より有効なステーション設置になるよう駐車場所の見直しを行い、便利な移動図書館車の運行による、図書館利用者の増大を図っていきます。

社会体育施設については、ニーズに応じた施設の整備を推進するとともに、既存の望月総合体育館等の体育施設の環境整備・充実を図りながら、施設の特性を有効活用し、スポーツの幅広い普及を促進します。

#### (計画)

- 駒の里ふれあいセンターの修繕・改修
- 移動図書館事業の充実
- 望月地域の体育施設の整備・充実
- スポーツを通じた様々な交流の推進
- 体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等スポーツ団体の育成・支援
- スポーツ各種大会及びスポーツ合宿の誘致
- 望月地区各種スポーツ大会・教室

## 3

### 男女共同参画社会づくりと人権教育の推進

#### (現況と問題点)

部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権が尊重される差別のない明るい社会の実現に向け、平成17年度に「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」を制定し、平成19年度には「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定しました。また、平成23年度には「第2次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」策定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない明るい社会の実現に向けて各種施策に取り組んでいます。

人権に対する意識の後退や、差別などの様々な人権侵害が現実には発生しているため、あらゆる差別の解消に向けた取り組みが必要となります。

そこで、望月人権文化センターを拠点として、地域の歴史や地域課題、生活課題などを全体的に把握しながら、個別相談者の生活・人権に係る問題の解消を図るため人権相談を行っています。特に高齢者、障がい者、母子、父子家庭等の課題に応じて関係機関と連携し助言指導を行っています。相談者が高齢化しており、人権文化センターまで出向くことが困難な方や一人住まいの方など、なかなか相談に出向くことができない方々の対応が必要となっています。

また、人権NPOゆめ工房等との協働により「望月人権フェスティバル」「いのちの駅伝」を開催しています。しかし、市民の皆さんに事業が浸透していないのが現状で、これからの課題となっています。

男女共同参画社会づくりは、平成11年3月に「望月町女性行動計画」を策定し、農業が基幹産業のこの地域では、家族経営協定など家庭内における役割分担への取り組みを実施しています。

さらに、平成18年度には「佐久市男女共同参画プラン」を、平成24年度には「第2次佐久市男女共同参画プラン」を策定し、このプランに基づき男女共同参画社会づくり推進のための事業に取り組んでいます。

平成26年4月に「佐久市男女共同参画推進条例」を制定し、依然として残る性別による固定的な役割分担意識や慣行などの課題の解決に向けて、住民・事業者・市の役割を明確にし、男女共同参画社会づくりを推進しています。

また、平成26年度には、初めて男女共同参画の推進に関して積極的な取り組みを行っている事業者の表彰を行い、事業所における女性の雇用環境整備等の促進を図りました。

しかし、地域組織（自治会等）での固定的役割分担意識が強いのが現状であり、これらの諸課題に対し、啓発を推進していく必要があります。

### （その対策）

あらゆる場における差別解消の根幹をなすものは人権同和教育であるため、学校、家庭、地域等が一体となって人権同和教育講座等を開催し、さまざまな人権問題解消に向け取り組んでいきます。

人権文化センターで発行している、通信「そよかぜ」を各戸配布しながら、人権文化センターに出向くことができない高齢者や一人住まいの方々に声かけを行っています。また、部落解放同盟佐久市協議会望月支部の協力を得ながら、一人でも多くの方と接触を行い、関係機関と連携し対応します。

事業の実施にあたり広報紙、新聞等に掲載し事業の周知を図ります。また、広報媒体の利用や学校、企業に協力を依頼します。

平成28年度には「第3次佐久市男女共同参画プラン」を策定し、このプランを基に、

男女共同参画社会づくり推進のための事業に取り組み、地域組織等における女性の参画促進を重点に、固定的役割分担意識を少しでも無くすため、地域に根差した啓発を推進していきます。

また、平成 26 年 4 月に制定した「佐久市男女共同参画推進条例」により、依然として残る性別による固定的な役割分担意識や慣行などの課題の解決に向けて、さらに、男女共同参画社会づくりを推進していきます。

男女共同参画の推進に関して積極的な取り組みを行っている事業者（法人、自治会、PTA など）を表彰することにより、男女共同参画社会づくりをさらに推進するとともに、女性の雇用環境整備等の促進を図っていきます。

#### （計画）

- 各種人権教育・人権啓発施策の推進
- 生活・人権問題等について気軽に相談できる「生活・人権相談窓口」の充実
- 人権NPOとの協働事業の実施
- 佐久市男女共同参画プランの推進

## 第8章 地域文化の振興等

### 1 地域文化の振興施設等

#### (現況と問題点)

生活や心の豊かさを求めて、人々の文化や芸術活動への関心は高まりを見せています。このため、優れた美術、音楽、演劇等の鑑賞機会の充実、国内外での文化交流、地域文化の担い手の育成など芸術文化活動の振興が求められています。また、自然や歴史の中で育まれた文化は地域の住民にとって貴重な財産です。これらを保存・継承しつつ、新たな価値を見出し、個性ある地域文化として創造・発信していくことが必要です。

望月地域では、昭和 50 年度に法に基づく博物館登録による日本初の書道専門美術館として「天来記念館」、平成 3 年度に「歴史民俗資料館」を設置しました。両施設は、地域の歴史や文化の情報発信基地として重要な役割を担い、また中山道望月宿周辺に位置していることから、歴史文化探訪の拠点としての役割も期待されています。常設展示を基本として計画的に企画展を実施していますが、専門性を保持しつつ誰もが鑑賞して楽しめるような魅力ある施設づくりのために、企画展、講座等の内容を工夫する必要があります。また、施設においては、今後老朽化による改修が求められていくなど、機能強化や安全対策などの課題が存在しています。

#### (その対策)

望月地域は、「現代書道の父」比田井天来の出身地であり、また全国でも数少ない書道博物館として「天来記念館」を設置していることから、その地域性を活かし、「書」の楽しさ、素晴らしさを地元及び全国に向けて発信することで、交流人口の創出を図り、過疎化する地域の活性化を図っていきます。また中山道本陣跡地には「望月歴史民俗資料館」を設置しており、郷土の歴史と文化を伝える収蔵品の展示以外にも、講座や企画展を充実させることで、歴史への関心、学習意欲の向上を図っていきます。

施設においては、地域の貴重な財産である史料や作品の適切な保存、展示などの機能の強化、安全確保を図るため、施設の計画的な修繕改修等を検討していきます。

#### (計画)

- 佐久市立天来記念館事業
- 佐久市立望月歴史民俗資料館事業

## 2 伝統文化の継承と地域活動の発展

### (現況と問題点)

望月地域には、原始古代から近世、そして近現代を通じて、生活の中に根づいてきた伝統芸能が残されており、式三番叟や踊り念仏など市指定の無形民俗文化財があります。

また、現代書道の父といわれる書家を生み、地域に親しまれている書の文化があります。これらの伝統文化を保護保存し、さらに継承することや、地域文化の振興を図る保存会等組織は、活動が行われているが、少子高齢化と社会世相の変化により後継者が減少し、組織の維持が難しく、存続に深刻な影響が出ている民俗芸能もあります。

昭和62年設立の「信州望月太鼓」は、地域の活性化と底辺の拡大による後継者の育成を図るため小学校、中学校、高等学校のそれぞれにおいて活動グループを立ち上げるとともに、様々なイベントで実演などの普及活動を行っています。

地域の伝統文化等は「信州望月太鼓」に限らず、様々な保存会等の活動を更に充実させていく必要があります。

### (その対策)

地域の文化は、その地域だけで孤立しがちな状況にありますが、保存会等は学校での取り組みや地域間・文化団体間で連携した活動を行っています。保存会等は活動の中で伝統文化の価値が見直され、情報が共有・発信されて、少しずつつながりが出来てきています。地域の伝統文化を大切な資源とする観点からも、活動が継続していくよう、市がこれらの活動に関わり支援を継続していきます。

### (計画)

- 伝統文化保存委託事業
- 民俗文化財後継者育成補助事業
- 住民との協働による地域活性化事業（比田井天来・小琴顕彰佐久全国臨書展事業）

## 第9章 住民参画、住民との協働の推進

### (現況と問題点)

変化する社会形態と多様化する住民ニーズは、行政サービスの肥大化を招き、既存の社会経済システムや行政システムでは質の高いサービスの提供の維持が難しくなっている状況にあります。行政だけでは解決できない地域課題に対し、住民と行政が互いに協力し、補い合って解決する仕組みづくりが重要になっています。そうした中で、地域に生活する人々で構成される地縁型コミュニティの役割と、よりよい地域社会を築くという目的を共有する人々の集まりである目的型コミュニティの活動に注目が集まっています。

望月地域では、区をはじめとした地域組織が、行政と連携しながら地域社会の形成にその役割を果たしてきました。しかし、高齢化や過疎化、ライフスタイルの変化などにより組織機能が低下しつつあります。

一方では、NPO法人等の非営利公益活動団体が設立され、福祉・人権・文化活動など幅広い分野で積極的な活動が行われています。

また、市民参加型市政の実現を図ることを目的に、平成23年度から佐久市まちづくり活動支援金事業として、望月地域を対象とした駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業を実施しています。本事業は、NPO法人等を中心に、地域文化の振興等の分野に活用されており、今後はNPO法人等の事業者と地域住民が連携した取組を積極的に展開する必要があります。

### (その対策)

住民参画による施策の審議や推進を積極的に行い、住民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

NPO法人等についても、地域を広く捉えた活動に期待が持たれています。最近では、NPO法人による望月城址周辺の遊歩道の整備など、住民が主体となった取り組みも行われており、これらの活動を支援し、地域経済の活性化につなげていくことが必要となっています。

今後も、地域住民が主体となって活動する組織等を支援するほか、NPO法人等の設立支援を行い、協働による地域活性化を推進します。

### (計画)

- 住民との協働による地域活性化への取組の推進
- 住民と連携した公共施設跡地等の活用の検討
- 集会施設等整備事業の推進
- 住民や団体と連携した公共的な施設の整備

# 事業計画

※自立促進施策区分及び事業名(施設名)は国の区分によっています。

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備	農業用排水路整備事業等基盤整備	市	
		滞在型農園施設の維持管理	市	
		長者原地区産地支援	市	
		野生鳥獣保護管理対策事業	市	
		有害鳥獣捕獲従事者確保対策事業	市	
		農作物有害鳥獣被害防止事業	市	
		土づくりセンター改修事業	市	
		森林セラピー事業	市	
		農業林業交流創出事業	市	都市住民と地域住民との体験型農業を通じた交流を推進することにより、地域経済の活性化と交流人口の創出を図る。
		(9) 過疎地域自立促進特別事業	春日温泉地域活性化事業	市
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) その他	松林健全化推進事業	市	
		体験型農業等交流施策の推進	市	
		高原野菜を中心とする農産物の販売流通体制の確立・充実	市	
		農業の担い手育成推進事業	市	
		地産地消推進事業	市	
		榊祭り・草競馬大会の開催	実行委員会	
		道路改良事業	県・市	
		橋梁整備事業	県・市	
		農道整備事業	市	
		林道整備事業	市	
(6) 電気通信施設等情報化のための施設	(1) 市町村道	ICT利活用の促進	市	
		電子自治体の推進	市	
		(2) 農道	市	
		(3) 林道	市	

	地域情報化の推進	市		
	携帯電話通信不安定地域解消の推進	市		
	(11) 過疎地域自立促進特別事業 生活路線バスの委託運行	市	生活路線バスの委託運行を実施し、地域交通の確保を図る。	
	デマンドタクシーの委託運行	市	デマンドタクシーの委託運行を実施し、地域交通の確保を図る。	
	遠距離通学対策事業	市	スクールバスの委託運行を実施し、通学等の交通の確保を図る。	
3 生活環境の整備	(1) 水道施設(簡易水道)	市		
	(2) 下水処理施設	市		
		浄化槽設置整備事業	市	
		処理場の改築・更新事業	市	
		炭化汚泥の活用検討及び促進	川西組合	
	(5) 消防施設	市		
		小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付軽積載車等の更新	市	
		消火栓の設置事業	市	
		防火防災用設備等の整備事業	市	
		備蓄倉庫等災害施設の整備事業	市	
	(6) 公営住宅	市		
		団地集約化	市	
		個別改善の実施	市	
(8) その他	防犯灯の設置	市		
	地域の警部交番、駐在所、所轄官、防犯協会等との連携による自主防犯活動の強化	市		
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 児童福祉施設	市		
	(5) 障害者福祉施設	市		
		就労継続支援B型事業	市	
		障害者外出支援サービス事業	市	
	(7) 市町村保健センター	市		
		保健センター機能の充実	市	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	市	特定保健指導等、健康づくり事業の充実等により、健康づくりのための環境整備を図る。	
	(9) その他	在宅サービスと施設サービスの施策の推進	市	
		福祉外出移送サービス事業	市	
	介護予防事業の推進	市		

		ひとり暮らし高齢者支援の推進	市	
		子育て支援センター運営事業	市	
		各種健診事業の充実	市	
		公園整備維持管理事業	市	
5 医療の確保	(1) 診療施設	川西赤十字病院の施設改修支援	市	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	出張診療所の開設維持 地域医療確保対策事業	市	無医地区出張診療所の開設等により、地域医療の確保を図る。 病院・診療所の医師の充実等により、地域医療の確保を図る。
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	望月中学校改築整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等	駒の里ふれあいセンター設備等改修事業 望月総合体育館改修事業 本牧体育館改修事業 春日体育館改修事業	市	
7 地域文化の振興等	(4) 過疎地域自立促進特別事業	スポーツ交流創出推進事業	市	スポーツ大会・教室の開催や支援等により、交流人口の創出と地域経済の活性化を図る。
	(1) 地域文化振興施設等	佐久市立天来記念館事業 佐久市立望月歴史民俗資料館事業	市	
9 その他地域の自立促進に関し 必要な事項	(2) 過疎地域自立促進特別事業	住民との協働による地域活性化事業(比田井天来・小琴顕彰佐久全国臨書展事業)	市	天来記念館において全国規模の臨書公募展を開催し、交流人口の創出と地域の活性化を図る。
	(3) その他	伝統文化保存委託事業 民族文化財後継者育成補助事業 住民との協働による地域活性化事業	市	住民等が主体的に取り組み観光地やまちなか活性化や人材育成等を支援し、観光の活性化、交流人口の創出、地域経済の活性化、地域の将来を担う人材の育成を図る。

## 過疎地域自立促進特別事業分(再掲)

1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	農業林業交流創出事業	市	都市住民と地域住民との体験型農業を通じた交流を推進することにより、地域経済の活性化と交流人口の創出を図る。
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	春日温泉地域活性化事業 生活路線バスの委託運行	市	住民等が主体的に取り組む春日温泉地域活性化の取り組みを支援し、春日温泉地域の活性化による交流人口の創出、地域経済の活性化を図る。
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	健康確保対策事業	市	特定保健指導等、健康づくり事業の充実等により、健康づくりのための環境整備を図る。
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	出張診療所の開設維持 地域医療確保対策事業	市	無医地区出張診療所の開設等により、地域医療の確保を図る。
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	スポーツ交流創出推進事業	市	スポーツ大会・教室の開催や支援等により、交流人口の創出と地域経済の活性化を図る。
7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	住民との協働による地域活性化事業(比田天来・小琴顕彰佐久全国臨書展事業)	市	天来記念館において全国規模の臨書公募展を開催し、交流人口の創出と地域の活性化を図る。
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(2) 過疎地域自立促進特別事業	住民との協働による地域活性化事業	市	住民等が主体的に取り組む観光地やまちなか活性化や人材育成等を支援し、観光の活性化、交流人口の創出、地域経済の活性化、地域の将来を担う人材の育成を図る。